



第五次南風原町総合計画

ともにつくる^{こがね}黄金^{はえ}南風^さの平和郷^と



平成29年4月
南風原町



目 次

I 基本構想編

序. 総合計画について	1
1. 南風原町の将来像	6
2. まちづくり目標と達成するための柱	10
3. 土地利用構想	21

II 基本計画編

まちづくり目標1	
みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち（自治・協働）	28
まちづくり目標2	
きらきらと輝く人が育つまち（教育・文化）	34
まちづくり目標3	
ちむぐくるでとものつくる福祉と健康のまち（健康・福祉）	42
まちづくり目標4	
工夫と連携で産業が躍動するまち（産業・雇用）	54
まちづくり目標5	
みどりとまちが調和した安全・安心のまち（都市基盤・安全・安心）	64
まちづくり目標6	
環境と共生する美しく住みよいまち（環境）	72
◎行財政計画（行財政）	74

参考資料編

1. 第五次南風原町総合計画策定方針	77
2. 第五次南風原町総合計画策定の経緯	81
3. 第五次南風原町総合計画の推進方法	96
4. データ等でみた南風原町	98

I 基本構想編

目 次

序. 総合計画について

1 節 第五次総合計画の策定について	1
2 節 総合計画の役割	2
3 節 総合計画の構成と期間	3
4 節 南風原町の概況と課題	4

1. 南風原町の将来像

1 節 基本理念	6
2 節 将来像	7
3 節 将来人口	7

2. まちづくり目標と達成するための柱

まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち	10
まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち	12
まちづくり目標 3 ちむぐくるでとものつくる福祉と健康のまち	14
まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち	16
まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち	18
まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち	20

3. 土地利用構想

1 節 土地利用の基本方針	21
2 節 土地利用の個別方針	21
3 節 新規土地利用地区	23

序．総合計画について

1 節 第五次総合計画の策定について

総合計画は、南風原町の長期的な将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。その策定にあたっては以下の点に配慮する必要があります。

1) 第一次～四次総合計画の変遷

昭和 49 年～昭和 70 年を計画期間とする第一次及び第二次の南風原町総合計画は「豊かな自然環境を生かした生活利便性の高い田園都市」を将来像とし、本土との格差是正及び自立的発展、生活環境向上のための基盤整備や公共施設の整備を推進してきました。

第三次南風原町総合計画（計画期間：平成 8 年～17 年）の将来像は「自然と文化が活きづく田園都市」、第四次南風原町総合計画（計画期間：平成 19 年～28 年）の将来像は「ともにつくる黄金南風の平和郷」と、地域のアイデンティティへの気付きや確立から町民が主役となるまちづくりに取り組んできました。

2) 社会経済情勢の変化

南風原町においても重要となる少子高齢化や長期的な人口増加への対応、東日本大震災や地球温暖化に伴う異常気象（台風の大型化）など災害への対応、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化など、取り組むべき課題も多様化し複雑になってきています。

また、バブル崩壊やリーマンショックにより低迷している日本経済の立て直しが実施されていますが、国民全体への効果は現れておらず経済動向を注視する必要があります。

3) 自治体を取り巻く環境の変化

平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により、国から地方自治体への権限移譲が進められ、地方自治体の自己責任を伴う自己決定権が拡大されました。これにより地方自治体の裁量による地域づくりが行える環境が整ってきました。

平成 23 年 8 月には、地方自治法の改正により基本構想の策定の義務付けが撤廃されたことから、地方自治体が自らの意志で総合計画を策定することになりました。その意味で行政や町民の主体性が重要になっています。

都市基盤及び都市施設の老朽化や耐震化など、施設の維持管理及び修繕にかかる予算は今後増加することが予想されています。持続可能な社会を維持し、総合計画の実行性を担保するためにも計画的な財政運営が求められています。

さらに、20 年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」など、国や県の

計画及び周辺市町の動向に考慮した総合計画とする必要があります。

4) 総合計画策定の意義

これまでの総合計画の流れを継承するとともに、社会動向や地域課題など環境の変化に対応し、長期的展望を見据えた第五次総合計画を町民との協働により策定します。

平成 26 年 1 月施行された「南風原町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政による協働のまちづくりに向けた基本的な考え方がまとめられました。今後、町民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進し、自立した地域社会の形成を目指します。

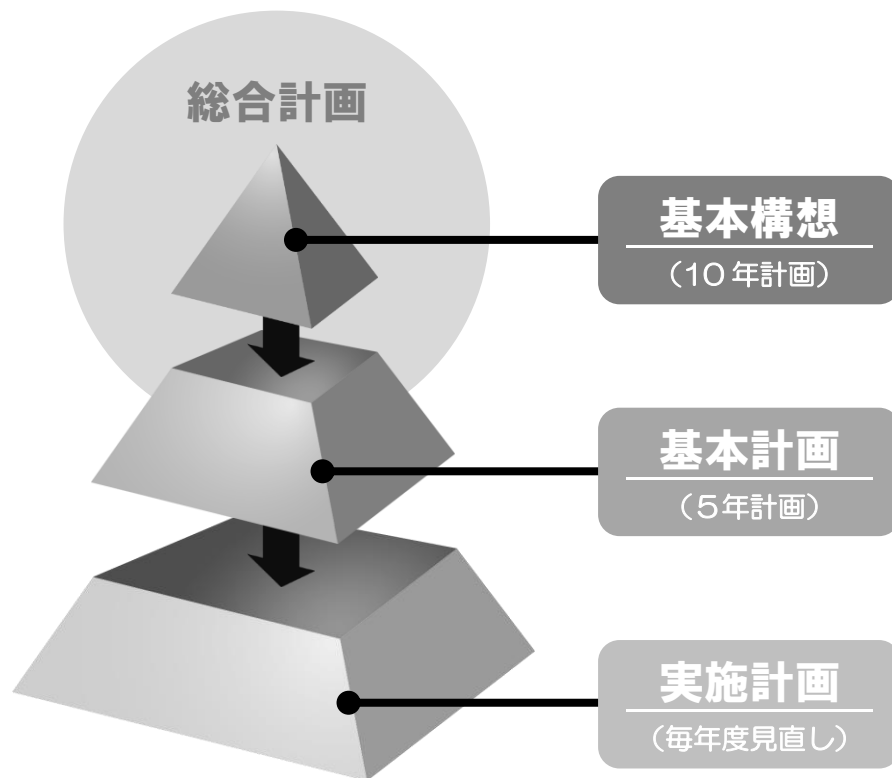
2節 ■ 総合計画の役割

○町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための最上位の計画です。

○南風原町のまちづくりの長期的なあり方を定めるとともに、それを実現するまちづくり計画の指針となるものです。

○まちづくり計画に基づき展開される、各施策や事業の実施及び連携の主体となる町民、事業所、行政の行動指針となるものです。

3節 総合計画の構成と期間



基本構想	「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたものです。 期間：平成 29 年～平成 38 年（2017～2026）
基本計画	自治・協働・教育・文化・健康・福祉・産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境等、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたものです。 期間：前期 平成 29 年～平成 33 年（2017～2021） 後期 平成 34 年～平成 38 年（2022～2026）
実施計画	基本計画にもとづいて、毎年どのような行動・活動をするか、経費が必要な場合はいくら等をまとめたものです。 期間：毎年見直し

4節 ■ 南風原町の概況と課題

南風原町を取り巻く環境の変化を受け、町が取り組むべき計画課題について以下に整理します。

1) 地域力の強化・再生

南風原町は人口増加傾向にあり、新たな町民の増加、マンション立地による都市化が進んでいます。

一方、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等さまざまな要因により、自治会加入率が停滞するなど地域コミュニティに対する意識の希薄化が懸念されています。多様な価値観を持つ町民の行政に対する要求に対し、公平かつ均一的な行政サービスでは地域が抱える様々な課題解決に十分に対処することは困難な状況にあります。

地域課題に対しては、地域が主体となり地域に即した対策を講じる必要があり、そのためにも地域で活動する、様々な団体の活性化と連携・協力が不可欠になります。このため、各種団体への支援を強化し連携体制を構築するなど、地域で問題解決ができるよう地域力の向上が求められています。

2) 子ども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、南風原町の出生率は高く毎年 500 人ほどの子どもが誕生しています。次世代を担う子どもたちは地域の財産であり、家庭・学校・地域が一体となって、すこやかな成長を見守る必要があります。特に、近年注目されている子どもの貧困をはじめ、子育てや教育に関する様々な問題への対処が求められています。

学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社会の構築が求められています。

3) とともに支えあう福祉まちづくり、健康づくり

人は誰しも幸せになりたいと願っていますが、貧困であったり、DV、虐待、引きこもり、病気など、困難を抱えた方は存在します。そのような方が孤立せず、困難な状態から抜け出すことができる地域社会の形成が求められています。

南風原町は、生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が全国に比べ高く、高度障害に繋がるケースも見られるとともに、若い世代の発症も目立ってきています。町民が元気で幸せに暮らせるよう、健康長寿を取り戻すことが求められています。

4) 産業と雇用の創出

南風原町の自立発展のために産業振興は欠くことのできない存在です。町には古くから伝わる伝統産業や戦略的に誘致し地域に定着した印刷業及び情報産業、広域幹線道路の便を活かした商業の立地、さらに沖縄県立南部医療センターの立地による医療関係施設の集積が進んでいます。

既存産業が地域で存続していける環境の整備や、医療・情報関連産業の展開、さらに南風原町のポテンシャルを活かした新たな産業の振興が課題となります。

また、産業振興と合わせて町民の雇用拡大を図り、町民の安定した生活基盤の確保が求められています。

5) 安全・安心・快適なまちづくり

東日本大震災を契機に防災や減災に対する意識の高まりがみられますが、災害時において重要となる共助の体制が十分に整っているとはいえません。防災や防犯については地域による取組みが不可欠であり体制づくりが課題となります。

那覇空港自動車道や国道などの広域幹線道路網が充実しており、沿道やIC周辺での商業施設が立地するなど交通や買物の便が良く、南風原町へ転居してきた方の要因となっています。今後は、町全域への交通アクセスの向上を図り、町民すべての交通環境の向上が求められています。

6) 自然豊かなふるさとづくり（環境に優しいまちづくり）

都市化の進展に伴い緑の減少が進む中、町民は都市と自然の調和を望んでいます。人口増に伴う都市的土地利用を適切に受け止めるとともに、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが求められています。

自然資源を再生・活用し、水と緑のネットワークによる生物多様性の確保や憩いの場の形成を行うなど、町民が愛着の持てるふるさとづくりが課題となります。

美しい自然環境を次世代に引き継ぐために、すべての町民が環境に関する意識を高め、環境保全に向けた取り組みの実践が必要となっています。

1. 南風原町の将来像

1 節 基本理念

基本理念や将来像は、これまでの総合計画における位置づけや時代背景・社会動向を踏まえつつ、南風原町が目指す 10 年間のまちづくりの方向を定めるものです。

第三次総合計画の基本理念や第四次総合計画の将来像に“黄金南風の平和郷”が掲げられており、南風原町が目指すべき普遍的なテーマであると考えています。また、第四次総合計画では主権者である町民自らがつくる総合計画としての取組みが行われ、将来像の“ともにつくる”はその精神が盛り込まれたものです。平成 26 年 1 月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」は、町民・議会・行政による協働のまちづくりの環境整備が行われ、今後、実施に向け様々な取組みを行う段階にきています。

第五次総合計画は、この流れを継承し協働によるまちづくりを推進するものです。このため、まちづくりの基本理念と将来像については、第四次総合計画を踏襲し一層深化させることをめざします。

【基本理念】

平和

- ・私たちの祖先が**平和**を強く願ってきた心は、今日でも人々に受け継がれています。世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を、国内はもとより世界へ向けて発信し続ける、平和なまちづくりをめざします。

自立

- ・世界で活躍する人材を輩出してきた南風原町は、豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる**南風**が脈々と流れています。私たちはその気風や精神を受け継ぎ、新たな時代の中で自立した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくりをめざします。

共生

- ・私たちの祖先は、恵まれた自然環境と調和しながら、暮らす知恵を築いてきました。また、人々は**ともに**支えあい、団結して地域づくりをすすめてきました。まちの様相が移り変わる中で、私たちは改めて、自然との調和、人と人のつながりを大切に共生のまちづくりをめざします。

2節 将来像

こがねはえ さと ともしつくる黄金南風の平和郷

【語意】

ともに：地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任をもって暮らす住民が、「ともに」個々の思いを現し、意見を交わし、夢・目標を実現していく町民の姿を現したものです。

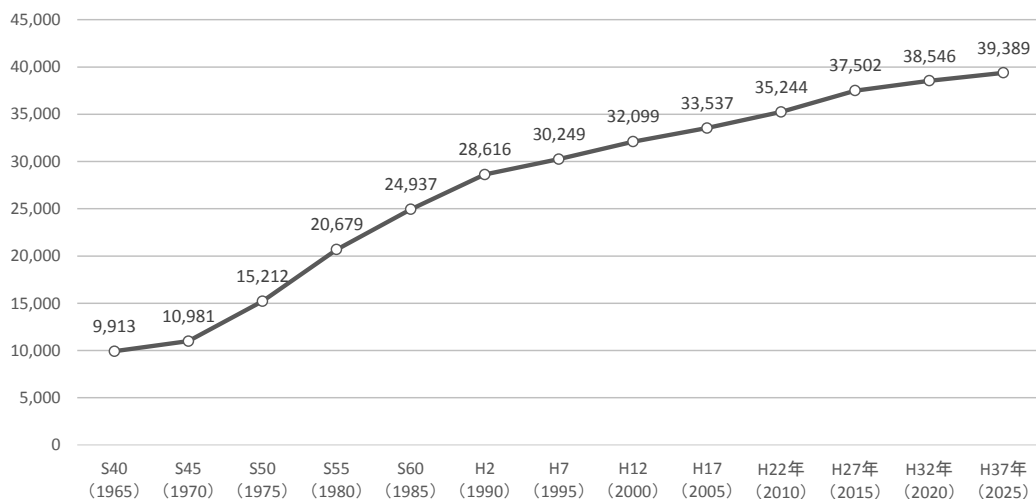
黄金南風：「南風」には、祖先が農耕に際し広く祈り歌った稲穂祭りの歌の一節に「若夏たてば(初夏になれば)、おろい南風の吹きよい(うるおいの南風が吹いて)」、しぢよい、南風の吹けば(万物に息吹を与える南風よ)、もとつくて(株をしっかり育て)、よよいふさつくて(よい房をつけて)…とあるように、「南風」は豊かな実りと繁栄をもたらす風を表現したものです。それに「素晴らしい」という意を冠して「黄金南風」と表しました。

平和郷：恒久平和を願う南風原の心を発信するものです。

3節 将来人口

将来人口	
平成27年 (国勢調査人口)	37,502人
平成33年 (中間)	38,700人
平成38年 (目標)	39,500人

南風原町の将来人口



将来人口の推計について

将来人口は、国勢調査人口にもとづきコーホート要因法で推計を行った。中間値及び目標値は、平成28年3月に策定した「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来人口推計値となっている。

＜総合計画の体系＞

**基本
理念**

平和・自立・共生

**将来
像**

ともにつくる黄金南風の平和郷

こ
が
ね
は
え

さ
と

まちづくり目標

1 みんなで考え、みんなで創る
わくわくするまち

2 きらきらと輝く人が育つまち

3 ちむぐくるでともにつくる
福祉と健康のまち

4 工夫と連携で
産業が躍動するまち

5 みどりとまちが調和した
安全・安心のまち

6 環境と共生する
美しく住みよいまち

◎ 行財政計画

土地利用構想

まちづくり目標を達成するための柱



自治・
協働

- (1) 情報の共有でひらかれたまち
- (2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち



教育・
文化

- (1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育
- (2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
- (3) 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育



健康・
福祉

- (1) ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実
- (4) 障がい者（児）・高齢者支援の充実



産業・
雇用

- (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- (2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- (3) 地域の連携で創る観光の振興
- (4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興



都市基盤・
安全・安心

- (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- (3) 利便性のよい魅力あるまちづくり



環境

- (1) 環境への取り組み



行財政

- (1) 効率的で健全な行財政運営

土地利用の基本方針

土地利用の個別方針

2. まちづくり目標と達成するための柱

まちづくり目標

1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(自治・協働)



まちづくり目標

私たちは、森・川・大地という自然の恵み、そして助け合い・支え合いという協調精神や団結心を「地域の力」として先人たちから受け継いできました。

近年の大規模災害を目にした私たちは、生命の尊さを改めて痛感させられました。生命の大切さをまちづくりの中心に据え、人と人、人と自然のつながり、そして一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、地域づくりに参加することの重要性を再認識することになりました。

本町では、平成26年1月に「南風原町まちづくり基本条例」が施行されました。

その中で、「情報の共有」「町民参画」「協働」の基本原則が示されており、私たちはいま、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決め、行動する」という協働のまちづくりを実践する段階に入っています。

今後も協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりの力を高める取り組みをすすめて、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

私たちは、お互いがともに考え、助け合い、支え合って、創意と工夫で地域の力を高め、自らの責任でともにまちづくりを進めていくことを基本に、まちづくり目標を設定します。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 情報の共有でひらかれたまち

本町では、みんなで創る住みよいまちをめざし、「広報はえばる」「議会だより」をはじめ、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術の進歩に対応し、積極的に情報公開に努めてきました。

今後もより一層、情報の共有を図るため、必要な様々な情報をより手軽に収集、発信、蓄積するとともに、蓄積した情報をまちづくりに活かせるよう、情報発信や町民ニーズの把握のあり方など多様な環境づくりを進めます。

（２）自ら考え、行動し、みんなで創るまち

本町では、町民自ら考え、自らの責任で行動し、みんなで協力してつくるまちをめざし、担い手の育成や「学校支援地域本部事業」「名人制度」等を活用した子どもたちの幅広い学びの場づくり等協働によるまちづくりに努めてきました。

そして、みんなで協力してつくるまちをめざすに当たっての^{いしすえ}礎となる「南風原町まちづくり基本条例」が策定されました。住民、行政、事業者、地域団体、公的サービスを担う新しい団体などが一緒になって様々な課題に取り組むための「拠り所」となります。

今後もより一層、自ら考え行動するための学びの充実を図るため、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう、多様な学習の場のあり方などに関わる仕組みを整え、自ら主体的にまちづくりに参画する環境づくりを進めます。

さらに、「南風原町まちづくり基本条例」の具現化を図るため、町民が気軽に参画できる多様な仕組みづくりを検討し、各字自治会や各種団体等の活動の活性化に努めます。



まちづくり目標

2 きらきらと輝く人が育つまち

(教育・文化)


 まちづくり目標

まちは人の日々の営みによって成り立っています。個人の生活だけでなく、まちをどのように住みよい場にしていくのか。それは行政や企業、多様なサービス提供者の個々の努力だけで、できるものではありません。

本町に住み、学び、働く、まちに関わるすべての人が、地域に目を向け、まちの抱える様々な課題を共有し、解決に向けて考え、決め、行動することではじめて、住みよい地域、誰もが社会から孤立することのない地域を実現できると考えます。

人々が地域に目を向け、行動に至るまでには長い時間を要するものです。「生きる力」と主体的な行動を育てていくには、学びや体験の場などにおいて、多くの人の関心を集める多様なテーマ設定と、人々が夢中になり「きらきら」と輝けることが重要となります。

家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力を発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

家庭は心のやすらぐ場、いのちを継承する場であり、特に子どもの成長において大きな影響を与えます。しかし貧困等を理由に家庭で安らぎを得られない状況が問題視されてきており、家庭で安らぎを得る経験や生きる力を育む機会が十分に得られない状況を放置すると、次の世代へ連鎖していくことが懸念されます。

子どもの自己肯定感※を高め、「生きる力」を育むため、家庭教育の重要性の周知を図るとともに、公民館講座等を通じて家庭教育を考える機会の充実を進めます。

(2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

本町では、文化活動・学習活動の拠点となる「町立南風原文化センター」や「町立中央公民館」を利用した文化・公民館活動が活発である一方で、地域コミュニティの希薄化や幅広い年齢層が交流する機会が減っているなどの指摘もあります。

まちで暮らす私たちが、まちの財産（地域の行事、歴史や文化、自然、スポーツ、芸術など）に気づき、まちづくりに主体的に取り組む町民を育てることを「ふるさと教育」と捉えます。一人ひとりが、まちの財産を通じて活気と魅力ある地域づくりを担い、「きらきら」と輝くことができる環境づくりを進めます。



（３）個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

本町は、教育現場での ICT※の活用、地域支援コーディネーターの配置による学校支援地域本部事業の充実化など、学校と地域が連携して子どもを育てる環境が整いつつあります。今後は、子どもの成長に応じた切れ目のない支援、地域並びに子どもに関わる各種団体等との更なる連携が求められています。

子どもたちは、無限の可能性を秘めた未来の宝です。子どもたちが個性や可能性を伸ばし、心豊かに、たくましく育つことは本町の大きな目標です。地域と連携しながら、一人ひとりが自己肯定感を高め、個性を認め、夢を育み、将来の自立に向かって安心して学び、体験することができる学校教育を進めます。



【用語の解説】

※自己肯定感：「自分が自分であって大丈夫」という感覚。これは自分の良いところだけでなく、ダメなところ、弱いところを含めて、自分の存在を肯定できること。自分の気に入らない部分があっても、「あるがまま」の自分を認め、「あるがまま」の自分とともに生きていくという感覚を指しています。

※ICT：「Information Communication Technology」の略語で、直訳すると情報伝達技術となります。スマートフォン等の普及に伴い、これまでの「IT（情報技術）」から一歩進めて、情報技術を活用したコミュニケーションの重要性を表現した言葉です。

まちづくり目標

3 ちむぐるでとものつくる福祉と健康のまち

(健康・福祉)


 まちづくり目標

年齢、性別、国籍、出身地、障がいの有無、経済状況、貧困等それぞれの抱える悩みや困難に関わらず、南風原町の町民一人ひとりが「南風原町に住んで良かった」と実感できることをまちづくりの基本とします。

まちの住みよさは、一人ひとりの生活の質（自分らしい生活を送ることのでられる幸福感や満足度）の向上につながると考えます。誰もが安心して住み続けることができる、住みよさを実感できるためには、行政と町民、支援を受ける側と支援する側、保健・福祉・医療などといった区分をすることなく、「ともに」まちをつくりあげていくことが必要です。

本町は今後も人口の増加が見込まれます。人口の増加によって、必要となる公的サービスの増大、コミュニティの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、格差の増大など様々な変化も予測されます。

専門性を必要とする保健・福祉・医療サービス等の基盤整備とネットワークの充実に加え、身近な場所で集う場や機会、人と人のつながりなどを通じ、誰も社会的に孤立させない環境づくりを行政と町民、地域や企業、NPO 等と協働で進めます。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち

本町は、行政と町社会福祉協議会が連携し、地域福祉推進計画を上位計画として位置づけ、各種個別計画を連動させて福祉施策を推進しています。

今次計画においては、全ての町民が社会的に孤立することなく、安心して健康的に暮らすことができ、「南風原に住んで良かった」「これからも南風原に住み続けたい」と思える社会に向け、困難を抱える人を支えるネットワークの構築、地域課題を的確に捉え解決することのできる人材の育成と連携に向け環境を整えます。

そのため、行政と地域、保健・福祉・医療の関係機関、教育機関、企業、NPO 等との連携を強化するとともに、それをつなげる人づくりを進めます。加えて、町民の悩みなどを総合的に受け止める相談体制、身近な場所で人が集うことができる機会の充実など、多様なつながりを通じた支えあう地域づくりをめざします。

（２）健康づくりの推進

本町は、町民の生活の質の向上と国民健康保険等社会保障制度の安定運営に向け、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防の推進に取り組んでいます。

今後とも、誰もが安心して住み続けることができ、一人ひとりの生活の質を向上していくためには、多方面からの健康づくりに対する支援の充実が求められています。

妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援体制の確立により健康長寿の実現をめざします。



（３）子ども・子育て支援の充実

本町は、将来的な保育、教育ニーズを見据えながら、各種保育サービス等の充実と待機児童の解消に向けた環境整備等に取り組んでいます。

将来にわたって人口増加傾向を維持するとともに、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりのために、子ども・子育て支援の充実は不可欠となります。

各種保育サービスの充実を図るとともに、貧困等を理由に子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、行政と関係機関等が連携した包括的な支援の提供など、安心して子どもを生み育てるための支援の充実を図ります。

（４）障がい者（児）・高齢者支援の充実

本町は、障がい者（児）及び高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービス等の提供を行っています。

町民がともに支えあう共生社会の実現に向けては、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めていくための取り組みが必要です。また今後、高齢者数が増加することを見据え、介護予防の推進と認知症への理解を深めていくことが必要となります。

利用者のニーズを踏まえながら、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険など各種サービスの充実を図るとともに、相談対応や日常的な交流等を通じて社会参加や自立を支える支援体制を強化します。

まちづくり目標

4 工夫と連携で産業が躍動するまち

(産業・雇用)


 まちづくり目標

本町の産業は、都市化の進展が著しい中、農業・商工業・伝統工芸等を基盤に発展し、近年は医療・福祉施設、大型商業施設などが集積し、活性化してきました。また、南風原町観光協会が設立され、観光振興に向けた推進体制が整いつつあります。

人々のライフスタイルや価値観の多様化、産業における技術革新が目覚ましい現代社会において、大量生産・大量消費からの転換、ワークライフバランスの意識など生産活動や働き方について、新たな対応が求められています。

活力ある産業は、地域経済を活性化させ、働く場を創出するだけでなく、豊かな町民生活につながる基盤となることから、地域に根ざした産業振興に取り組みます。

地域に根差した産業は、地域に支えられ、創意・工夫と連携によって活力を維持し、それが持続することで信頼が生まれ、魅力ある産業へとつながります。

私たちは、個々の産業が自主的に力を発揮し、産・学・官・民の連携により、多様な働く場をつくる「工夫と連携で産業が躍動するまち」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

都市近郊に位置する本町の農業は、ブランドとして定着している「かぼちゃ」をはじめ、「ストレリチア」「スターフルーツ」の拠点産地であり、「ヘチマ（食用）」は生産量日本一であるなど、精力的な生産活動が営まれています。

そのような中で、これまで安定した生産・出荷・供給体制をはじめ、担い手育成など生産活動の支援に取り組んできました。

今後とも農業振興を図るため、安全・安心で信頼される農畜産物の安定的な生産・出荷・供給体制の充実や農畜産物のブランド力の向上へ取り組むとともに、商工業や他産業との連携による新たな展開、若い人をはじめとする多様な人材が農業をしたいと思える環境づくりを進めます。

また、都市に近い農地は快適なみどりの空間として風景の一部となっていることから、農地と市街地が共存し、調和できる農地の利用を進めます。

（２）賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

本町の商業は、大型ショッピングセンターをはじめ、娯楽・レクリエーション施設、都市基盤を活かした津嘉山地区の沿道商業施設の集積、地域内の個性的なカフェ等の小売店が点在するなど、多種多様な形態で営まれています。また、印刷団地の立地により印刷業が集積しているなど、これまで、商業・製造業が持続的に活動できる環境づくり・支援に取り組んできました。

今後とも、交通の利便性をはじめ都市近郊である立地条件、集積している事業所や施設など本町の強みを活かした取り組みを推進し、働く場が創出され、地域経済が活性化する賑わいのある空間づくりを推進します。また、既存の製造業の自主的発展ができるよう、地域と共に歩む環境づくりも進めます。

さらに、チャレンジしたい起業家の支援をはじめ、企業や新規産業の誘致及び支援に努め、新たな賑わい・活力づくりに取り組みます。

（３）地域の連携で創る観光の振興

本町においては、観光への活用も期待される町立南風原文化センターが整備されたのをはじめ、「南風原町観光協会」を中心として、地域資源を活かした観光振興の新たな発展への足掛かりができました。

それを契機として、積極的な観光情報の発信や「体験宿泊（民泊）」「綱曳きツアー」「かすりの道ツアー」「古民家を活用したイベント」など地域資源を掘りおこし、観光メニュー設定に取り組んできました。

今後は、これまでの平和学習や「琉球かすりの里」「飛び安里」「金城哲夫」等の地域資源の活用推進をはじめ、プロスポーツチームなどのキャンプ地等としての新たな魅力づくりに努めます。また、これらの自然・文化・歴史・スポーツ等の地域資源だけでなく、地場産業及び観光関連産業など「地域資源と人（産業）」との連携による新たな展開を図るとともに、それを支える人材の発掘・育成に努めます。

さらに、町内だけにとどまらず、町外の団体等と協力し相乗効果をもたらす観光振興に取り組めます。

（４）歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

本町の工芸産業は 100 年の長い歴史と伝統を有し、県内有数の産地となっている琉球絣と南風原花織があり、これまで担い手育成をはじめ、販路開拓、イベント開催などへの支援に取り組んできました。

今後とも町が誇る伝統工芸産業の振興を図るため、町民向けのイベント開催など町民が親しむことのできる環境づくりをはじめ、担い手育成、販路開拓、町内外への情報発信の強化、観光関連産業との連携などを図り、経営環境が改善され産業として自主的発展ができるよう、支援に取り組めます。

まちづくり目標

5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち

(都市基盤・安全・安心)


 まちづくり目標

人は暮らしの礎に安全・安心を求め、さらに利便よく快適さのある暮らしを望みます。
特に東日本大震災以降「安全・安心」は、まちづくりの重要なキーワードとなっています。

急速な都市化が進展した本町にあって、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）等の緑をはじめ、国場川等の河川など自然環境が今でも残されており、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす貴重な財産です。

その貴重な財産を活かした自然環境と共生する都市づくりは、暮らしに潤いや利便性をもたらすだけでなく、防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素となります。

このため、防犯・防災対策が充実した安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、自然環境と都市の利便性が共生する「みどりとまちが調和した安全・安心なまちづくり」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安全・安心に暮らせるまちづくり

安全で安心に暮らせる環境は生活条件の基礎です。

本町では、安全・安心に暮らせるまちをめざし、これまで、道路における安全な歩行空間の確保や防犯を考慮した公園、防災拠点となる「総合保健福祉防災センター」の整備、防災マップの見直し、各自治会及び団体と協力した防犯・防災活動等に取り組んできました。

今後とも、町民等への防犯・防災に関する情報提供の充実をはじめ、地域の目が発揮できるまちづくり・体制づくりを推進するとともに、行政及び関係機関との連携強化、安全面を考慮した施設・設備の整備に努め、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（２）快適で文化的に暮らせるまちづくり

本町のまちの良さは、三大森等の自然と都市の利便性の両面があることです。

これまで、都市基盤の整備をはじめ、貴重な自然環境の保全など、本町の良さを活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後とも本町の良さを活かし、三大森をはじめとする公園・緑地と河川（国場川・宮平川・長堂川等）の緑と水のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。

生活基盤の面では、急激な市街化が進展した反面、街路幅員が狭く、歩道等が未整備な箇所もあることから、地域毎のきめ細かな住環境整備に努めます。また、個性的で快適な地域づくりを推進するため、地域との協働による取り組みを進めます。

さらに、人口増加に伴い下水道の供給処理需要は増大することから、地域の現状に合わせた計画的な対応を進めます。



（３）利便性のよい魅力あるまちづくり

本町においては、那覇空港自動車道をはじめ、国道 507 号バイパス、県道 82 号線、241 号線等の幹線道路の整備が進み、与那原・南風原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。

今後は、これらの社会資本を活かした土地利用をすすめると同時に、高齢社会や持続可能な循環型社会に資する公共交通の充実した町内外の人々にとって利便性のよい魅力あるまちづくりに取り組みます。

まちづくり目標

6 環境と共生する美しく住みよいまち

(環境)


 まちづくり目標

私たちが心豊かな生活を営む上で環境は重要な要素であり、環境を守り・改善し、将来にわたって良い環境を残すことは私たちの責務です。

地球環境は温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など悪化の一途をたっており、これらは自然災害への影響も懸念されるなど、地球規模の環境問題が身近な日常生活にも直結する深刻な事態になっています。

また、COP21（パリ協定）では京都議定書に続く、2020年以降の新しい地球温暖化対策の枠組みが示されるなど、世界的な取り組みも新たなステージに入ってきました。

環境問題は、一朝一夕に解決するものではないことから、継続して取り組むことが大切です。

私たちは、身近な生活環境だけでなく、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために、環境に関する意識の普及・啓発活動をはじめとした取り組みを推進し、できることから一歩ずつ主体的に取り組むことで「環境と共生する美しく住みよいまち」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 環境への取り組み

本町では、これまで生活に身近な取り組みとして「はえばるリサイクルループ」や「資源ごみ回収事業」「5R※活動」の普及・啓発活動をはじめ、小学校における「買物ゲーム」等の環境学習、町民参画によるクリーン活動、不法投棄の防止活動、公害防止活動などを進めてきました。

今後も循環型社会の構築に向けて、物を大切にすることということを基本に、ごみの減量化・資源化の普及・啓発活動や環境学習等の充実を図るとともに、これらの活動を持続的に取り組むことで、町民が日常生活の中で環境を意識した活動が実践できるように努めます。また、公害の未然防止や生活環境を保全するため、公害の要因や不法投棄に関する広報活動・巡回パトロール等の強化に向けた取り組みを推進します。

地球温暖化をはじめ、省エネルギーなどの環境問題については、環境学習をはじめとする普及・啓発活動に努めてきました。

さらに、環境問題を私たちの身近な問題としてとらえ、できることから地道に取り組むことで、次世代へ美しい環境を引き継ぐことをめざします。

【用語の解説】

※5R：リフューズ（不必要なものは断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リペア（修理する）、リサイクル（再資源化する）の5つの頭文字を5Rと言います。

3. 土地利用構想

1 節 ■ 土地利用の基本方針

町民の生活や生産活動を支える基盤である土地利用については、町の人口増に伴う住宅地や新たな産業拠点地の形成など、今後10年を見越した町の姿を具現化する計画とします。

町民が求める町の姿としては、都市と農村の調和のとれた町を望んでおり、住宅地、産業拠点地の供給に対しても、需要に対する供給量を踏まえ秩序あるコンパクトな都市形成を行います。また、森林や農地、水辺などの自然的土地利用については生態系ネットワークや景観資源として保全活用を図り、多様な生物が生息する美しいまちづくりを推進します。

さらに、安全・安心なまちづくりを実現するため土地の履歴や形状から、災害リスクの高い地域については、適切な規制を行います。

2 節 ■ 土地利用の個別方針

(1) 住居系

①都市基盤整備地区

津嘉山北土地区画整理事業地区においては、計画的な基盤整備とともに地区計画を併用することで、良好な市街地形成に向けた取組みを実施しています。南風原町の新たなまちの顔として、安全・快適・利便性を備えた潤いのあるまちづくりを推進します。

②住環境整備地区

市街化区域内の一部住宅地においては、スプロール的な住宅開発が進み、道路などの基盤が十分に整備されておらず、行き止まり道路も見られます。スプロール地区においては、生活道路のネットワークを構築するなど基盤の改善によるアクセス向上を図り、安全で快適な住環境の形成を図ります。

③既存集落・田園住宅地区

昔ながらの集落形態を残す地区においては、地区の歴史文化資源の保全や石垣、生け垣など趣のある住宅のたたずまいを維持するため、景観形成を推進するなど、歴史や文化の薫る緑豊かな集落環境の保全・誘導に努めます。

また、住宅の集積が見られる地区は、新たに住宅地を整備する際には、既存の道路や排水など基盤との調整を図るとともに、緑豊かな田園住宅整備に努めます。

④生産緑地等保全・活用地区

本地区は、都市と農村のバランスを図るうえで緩衝帯としての役割を担う、重要な地区になります。農業など緑地としての利活用を基本としますが、宅地としての利用を行う場合は、個々の地区特性に応じた独自の基盤整備のあり方を検討し、田園住宅地としての環境が維持できるよう努めます。

(2) 産業系

⑤商・工業地区

国道 329 号や 507 号及び那覇空港自動車道南風原北 I C 周辺には、広域から集客力のある商業施設が立地しています。広域幹線道路沿道においては、地域の魅力ある賑やかな商業地を形成するため、沿道景観づくりを推進します。また、印刷出版や情報通信など工業施設も立地しており、都市型工業の立地、集積を誘導します。さらに、環境に配慮した機動性に富む基盤整備を促し、新たな商・工業用地の面積の確保を図ります。

⑥交通結節・健康増進地区

沖縄自動車道那覇 I C やモノレール首里駅へのアクセスの便が良いこと、さらに国道 329 号バイパスの整備など、交通結節点としてのポテンシャルは高く、これらを十分に活かしたまちづくりを推進します。

沖縄県立南部医療センターの立地を受け、医療関連施設の集積が進んでいます。今後とも医療関連施設の誘致を行うとともに、環境学習及び健康・医療・福祉ゾーンと合わせて健康・医療・福祉の拠点形成を図ります。

(3) 公共系

⑦公園整備地区

地域住民の身近な憩いの場としての公園や、黄金森公園のように歴史・文化・スポーツ・まとまった緑地の保全に貢献する大規模な公園があります。今後とも地域の交流・スポーツ増進、歴史・文化の継承、緑地の保全策として積極的に整備を行うとともに、森林や河川と一体となり貴重な自然環境の保全活用に努めます。

(4) 自然系

⑧森林・斜面緑地等保全・活用地区

新川森、黄金森、高津嘉山などの骨格となる斜面緑地は、景観資源としても多様な生物の生息域としても重要であり、その他の緑地を合わせて保全を図るとともに、公園や河川と連携し生態系のネットワーク形成を図ります。

また、斜面緑地の一部は地すべりの危険があり、周辺における宅地利用については指導強化を行います。

⑨河川（水系）

国場川、安里又川、宮平川、手登根川、長堂川などの水辺空間については、水質の改善を図るとともに、地域住民の憩いの場となるよう、安全面に配慮し親水性の高い水辺空間の整備を推進します。

（５）農業系

⑩農用地保全地区

土地改良等により農業生産基盤が整った優良農地であり、農業生産の向上を図るよう更なる基盤の強化をはじめ、農地の有効活用や担い手育成に努めます。

また、自然環境の保全、観光的利用など農地の多面的な機能を踏まえた利活用を図ります。

（６）その他

⑪墓地環境整備地区

斜面緑地等を利用して整備された門中墓などは、緑地と一体となり良好な環境を維持しています。一方、新川地区に広がる墓地は無機質な空間が形成されており、緑化による景観形成を推進するとともに、ゴミの不法投棄対策など環境保全に努めます。

3節 ■ 新規土地利用地区

今後新たな土地利用の展開を検討する地区をゾーンとして以下に整理します。

○賑わい交流ゾーン

県道 82 号線の拡幅整備にともないメインストリートとして、安全で潤いと賑わいのあがる商業・業務交流拠点としての沿道利用を図ります。

○伝統文化保全ゾーン

本部、喜屋武、照屋の集落及び周辺地区については、市街化区域編入後も伝統文化及び集落環境の保全に努め、安全で快適な住環境の形成を図ります。

○農業振興地域市街化区域編入ゾーン

市街化区域への編入を予定している津嘉山北土地区画整理地区に隣接する農用地区域は、農地の持つ多面的な機能を活かした新たなまちづくりのあり方を検討します。

宮平地区の農振白地地域は、地区計画等の導入を図り基盤整備や街並み誘導など良好な住環境の形成に努めます。

○新規産業集積ゾーン

産業振興の新たな拠点として、交通利便性の良い那覇空港自動車道南風原南ⅠC周辺を新規産業等の集積を促し、新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、地区の実態を踏まえた可能性調査を実施し、実現化に向けた検討を行います。

○広域商業交流ゾーン

既存の商業施設を核とし、那覇空港自動車道南風原北ⅠCや国道329号バイパス整備の広域交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいと潤いのある商業地の形成を図ります。

○環境学習及び健康・医療・福祉ゾーン

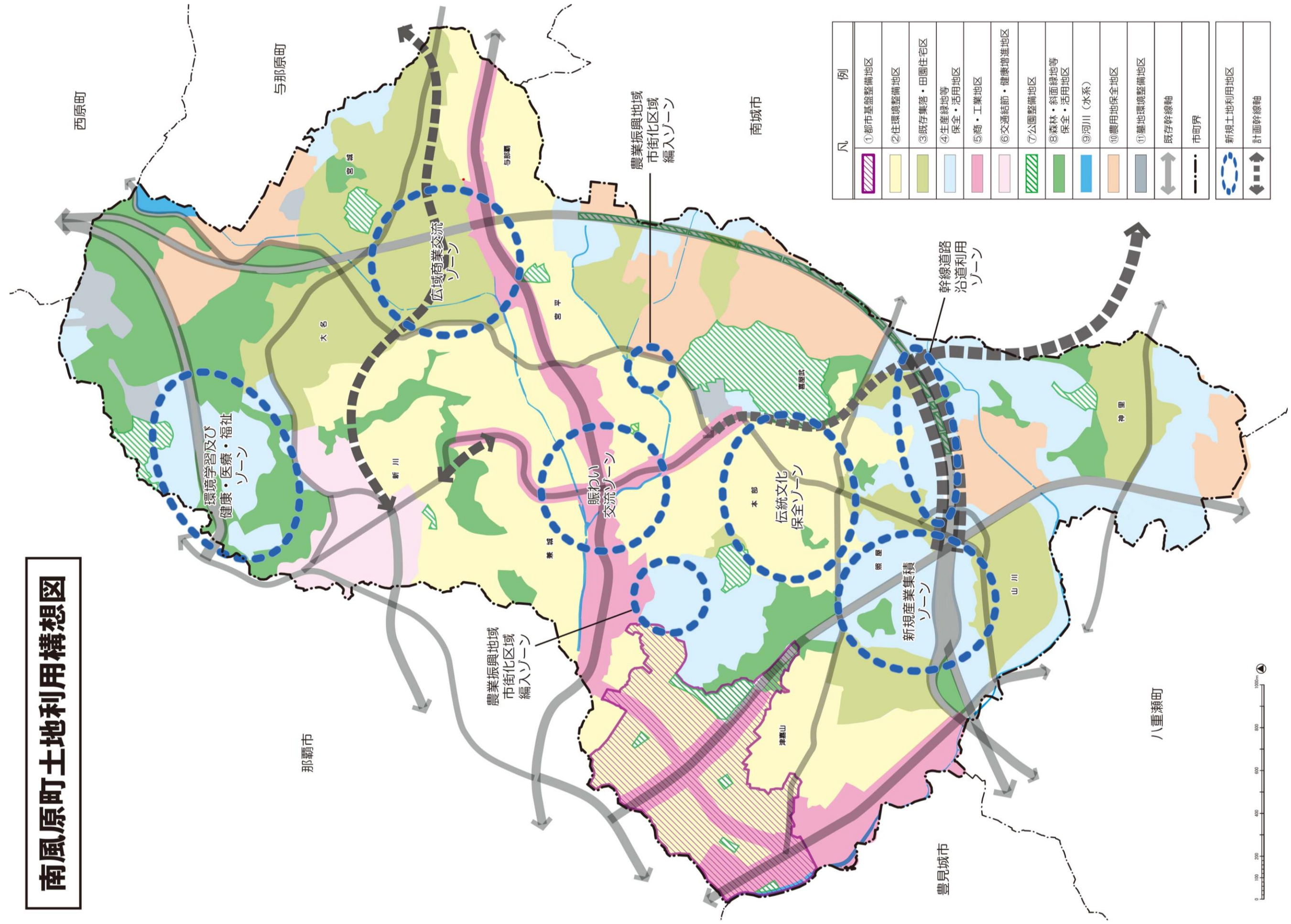
新川森など斜面緑地に囲まれた環境の中に、環境学習や健康増進などが行える「環境の杜ふれあい」や医療・福祉施設が立地しています。斜面緑地の保全を図りつつ、環境学習をはじめ健康・医療・福祉関連施設の集積を促します。

○幹線道路沿道利用ゾーン

南部東道路沿道地区においては、周辺の教育施設や集落環境に配慮しつつ交通の利便性を活かした土地利用の検討を行います。



南風原町土地利用構想図



凡	例
①都市基盤整備地区	
②住環境整備地区	
③既存集落・田園住宅区	
④生産緑地等 保全・活用地区	
⑤商・工業地区	
⑥交通結節・健康増進地区	
⑦公園整備地区	
⑧森林・斜面緑地等 保全・活用地区	
⑨河川（水系）	
⑩農用地保全地区	
⑪臺地環境整備地区	
既存幹線軸	
市町界	
新規土地利用地区	
計画幹線軸	

Ⅱ 基本計画編

目次

まちづくり目標1：みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち（自治・協働）		
1 節	情報の共有でひらかれたまち	28
2 節	自ら考え、行動し、みんなで創るまち	30
まちづくり目標2：きらきらと輝く人が育つまち（教育・文化）		
1 節	安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育	34
2 節	地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育	36
3 節	個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	39
まちづくり目標3：ちむぐくるでとものつくる福祉と健康のまち（健康・福祉）		
1 節	ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち	42
2 節	健康づくりの推進	46
3 節	子ども・子育て支援の充実	48
4 節	障がい者（児）・高齢者支援の充実	52
まちづくり目標4：工夫と連携で産業が躍動するまち（産業・雇用）		
1 節	南風原産品を創り伸ばす農業の振興	54
2 節	賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	57
3 節	地域の連携で創る観光の振興	60
4 節	歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	62
まちづくり目標5：みどりとまちが調和した安全・安心のまち （都市基盤・安全・安心）		
1 節	安全・安心に暮らせるまちづくり	64
2 節	快適で文化的に暮らせるまちづくり	66
3 節	利便性のよい魅力あるまちづくり	70
まちづくり目標6：環境と共生する美しく住みよいまち（環境）		
1 節	環境への取り組み	72
◎ 行財政計画（行財政）		
1 節	効率的で健全な行財政運営	74



まちづくり目標1

自治・協働

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

「まちづくり目標1」を達成するための柱

1 節 | 情報の共有でひらかれたまち

現状・課題

(1) 情報提供の充実と町民ニーズ把握への対応

【現状】

- ① 広報はえばる、議会だより、議会報告会、ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図っています。
- ② 「広報はえばる」をスマートフォンやタブレットで読むことができるようにアプリで配信しています。
- ③ 町民ニーズの把握については、行政懇談会の開催、まちメール、提案箱等を活用し、幅広いニーズ把握に努めています。

【課題】

- ① 都市化の進展や人口・世帯数の増加に伴い、広報等の行政情報の全戸配布への対応が求められています。
- ② 行政懇談会や議会報告会の活性化、女性や若者世代を含む多様な活動団体のニーズ把握など、情報提供・共有のあり方については更なる施策の充実が求められています。

(2) 情報社会の進展に対応した情報発信の充実

【現状】

- ① 近年、携帯端末の急速な普及及び情報技術の発展が著しく見られます。
- ② 行政においては各種情報の電子システム化を図り、情報公開への環境整備も進展しています。

【課題】

- ① 情報化社会が進展する中で、より一層の時代に即した情報化の推進、情報セキュリティ対策、個人情報保護等、情報化時代に対応した環境整備や情報発信における各種ツールの有効な活用を図り、行政と町民の相互の情報伝達が求められています。

施策の展開

施策の展開 町民と行政との情報共有の強化

(1)

担当課 総務課、議会事務局

- ①広報はえばるや議会だより等の広報誌については、全戸配布に努めます。
- ②町の情報発信については、ホームページの情報の充実を図るとともに、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討を行い、実施に向けた取り組みに努めます。

施策の展開 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実

(2)

担当課 企画財政課、議会事務局

- ①行政懇談会や議会報告会等については、開催場所や開催方法などを創意工夫し、効果的な運営に努めます。
- ②各種委員会やパブリックコメント制度などを活用して、町民参加の仕組みづくりの充実を図ります。

施策の展開 情報化の推進

(3)

担当課 企画財政課、総務課

- ①SNSの進展に対応した携帯端末向けサービスなど、情報発信の充実に努めます。
- ②電子申請やマイナンバー等の情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ③公文書の電子化の充実を図り、情報公開の推進に努めます。

重点事業

◎広報・広聴事業

◎議会広報広聴活動強化事業

◎新たな情報発信のあり方の検討及び実践

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
町の広報活動に関する満足度	70%	76%
議会報告会平均参加者数	27人	100人
行政懇談会等への参加人数	0人（未実施）	200人

2節 | 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

現状・課題

(1)住民自治を学ぶ場の確保

【現状】

- ①住民自治を学ぶ場としての出前講座を開催しています。
- ②協働のまちづくりに主体的に関わっている善行者や善行団体に対し表彰等を行っています。

【課題】

- ①協働のまちづくりを実践する段階を迎えている中、住民自治に関する講演会や学習会など、実効性のある多様な住民自治を学ぶ場を創っていくことが求められています。

(2)人材の育成と活用

【現状】

- ①自治会活動を担う自治会長への支援や名人制度創設事業などと連携し、住民自治を担う人材育成と各分野でのスキル（能力・技能）をもつ人材活用を進めています。

【課題】

- ①今後は、既存自治会以外における住民自治の担い手の育成や、新たな協働のまちづくりの主体となる埋もれた各分野の人材活用について更なる工夫が求められています。

(3)地域活動の停滞と変化

【現状】

- ①町内の19ヵ所の各自治会や青年会、子ども会、老人クラブ、女性会等の各種団体を中心に住民自治が実践されています。
- ②近年、既存自治会の枠を超え、地域課題に取り組む目的達成型の各種団体も増えて、協働のまちづくりが顕在化しつつあります。
- ③都市化の進展に伴う自治会未加入世帯の増加、価値観や働く場の多様化などにより、既存の各種団体における会員の減少や活動停滞などもみられます。

【課題】

- ①各種団体への支援のあり方や新たな各種団体との連携など、仕組みづくりが求められています。
- ②安全・安心・福祉及び環境など、地域の抱える課題に対して、自ら考え行動する協働のまちづくりの一層の推進が求められています。

施策の展開

施策の展開 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

(1)

担当課 企画財政課、総務課、生涯学習文化課、議会事務局

- ①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催を推進します。
- ②各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動へ支援を行います。
- ③各種団が行う、各分野（テーマ別）の活動実態の把握に努め、団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行います。



施策の展開 公共サービスの担い手の発掘・育成

(2)

担当課 企画財政課、生涯学習文化課、総務課、産業振興課

- ①自治会未加入者をはじめ、これまで地域活動への未参加者についても、住民自治に積極的に関われる人材の発掘と育成に努めます。
- ②各種団体組織と連携し、多様な公共サービスの担い手の発掘と育成に努めます。

施策の展開 多様な人材の積極的活用

(3)

担当課 企画財政課、生涯学習文化課、総務課、産業振興課

- ①既存事業や関連事業の枠組みを活用し、適材適所での積極的な活用を進めます。
- ②町内の豊富な経験や知識を有する多様な人材については、新たな活用の場の可能性を調査研究し、適材適所での活用に進めます。
- ③男女共同参画推進会議委員等と連携し、政策・意思決定過程における女性の参画を推進します。



施策の展開 自治会加入の促進

(4)

担当課 総務課

- ①自治会活動や自治会が取り組む加入促進のための施策づくりを支援するため、区長・自治会長と連携を図っていきます。
- ②自治会加入の促進の施策づくりに向けて、町内の自治会活動の実態と動向について調査研究を実施し、自治会加入率向上を支援します。

施策の展開 協働のまちづくりの実践

(5)

担当課 企画財政課、全課

- ①町内における協働のまちづくりの全体像を調査し、その活動内容や意義について情報共有を図るための取り組みを進めます。
- ②さまざまな形で町政に関する活動に携わっている関係者等で構成する「協働のまちづくり推進組織」の必要性も検討し、更なる参画・協働のまちづくりを推進します。

重点事業

◎学びの場充実事業（まちづくり学習会の開催）

◎多様な人材の積極的な活用の推進

◎自治会活性化事業

◎協働のまちづくり推進事業

5年後（平成 33 年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
地域に愛着を感じる町民の割合	82%	84%
まちづくり学習会等の開催数	32 回	40 回
人材バンク等登録者数	190 人	延べ 570 人
各種審議会等の女性登用率	33%	50%
手上げ方式による事業実施団体数	0 件	延べ 10 件（年 2 件）



平成 27 年度住民会議



平成 28 年度住民会議



きらきらと輝く人が育つまち

「まちづくり目標2」を達成するための柱

1 節 | 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

現状・課題

(1) 家庭教育の重要性や役割の周知

【現状】

- ① 都市化や核家族化、雇用環境の変化により身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会の減少、子育ての悩みなど気軽に相談出来る人が身近にいないなど、親や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境も大きく変化しています。町では青少年教育相談員、心の相談員、発達支援心理士等を配置し、教育相談の支援を行っています。
- ② 家庭教育は、これからの未来を支える子どもたちへの大切な贈り物です。そして、子どもを育てることは、未来の南風原町を支える人材を育てる重要な取り組みです。そのため、町では町立中央公民館や各字公民館での講座を通じた家庭教育や、各学校 PTA を中心とした家庭教育学級の活動支援、親子共同活動支援、ブックスタート事業等による親子のふれあいなどを通して家庭教育の大切さを再認識する機会を提供しています。
- ③ 家庭教育は、すべての教育の出発点です。家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど身につけていく上で重要な役割を果たしています。
- ④ 家庭の大切さや役割を再認識することを目的とした「家庭の日（毎月第3日曜日）」、家庭、学校及び地域社会の連携の下に町民全体で教育に関する取組を推進するため「学校公開日（5月最終日曜日）」、「教育の日（12月の第2日曜日）」を設け、地域ぐるみで家庭教育の強化に取り組んでいます。

【課題】

- ① 都市化の進展、勤務形態や生活様式、価値観の多様化、人間関係が希薄化するなか、家庭や地域の教育力の低下が社会問題となっており、家庭教育への行政の関わり方の検討が求められています。
- ② 家庭環境は子どもの成長に大きな影響を与えます。様々な問題を抱える家庭が社会的に孤立することを防ぎ、子どもの「生きる力」を育むためには、地域・学校等と連携した支援が求められています。

施策の展開

施策の展開 家庭教育の重要性の周知

(1)

担当課 生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課

- ①子どもの基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心を身につける上で重要な役割を担う家庭教育についての周知を図ります。
- ②家庭・学校・行政等が協働し、子どもの自己肯定感を高める関わり方、生きる力を育むための支援を進めていきます。
- ③「早おき・朝ごはん・徒歩登校・適度な運動・家庭学習・早ね」など基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動を推進します。
- ④子どもがインターネット等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、またいじめの被害者にも加害者にもならないよう、情報端末等の利用を通じた危険性や安全に利用するための知識、家庭内の利用ルールの重要性や人権意識の高揚について学校等と連携しながら周知に努めます。

施策の展開 家庭教育を考える機会の充実

(2)

担当課 生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課

- ①PTA活動や地域活動を通じ、家庭教育の大切さや家庭教育の役割等に関する情報提供を行います。
- ②公民館講座等を通じて、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりをさらに充実させます。
- ③社会の一員となるための基礎的資質や能力を養うなど、子どもの「生きる力」を育む家庭教育を進めます。

重点事業

- ◎沖縄県「親のまなびあいプログラム」の積極的な活用
- ◎家庭教育をテーマにした公民館講座の開設

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
家庭教育に関する講座数	6回	10回
家庭教育に関する講座の参加者数	120人	150人

2節 | 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

現状・課題

(1)交流や体験、学びの場や機会の充実

【現状】

- ①子ども平和学習交流を通じて学ぶ機会や平和意識の高揚に向けた取り組みなど、平和について学ぶ環境が整っております。
- ②南風原文化センター、公民館学級講座、各種社会教育団体の活動等を通じて、学びの場の充実を図っています。
- ③ハワイ・カナダ（レスブリッジ市）でのホームステイ等による人材育成、「学校支援地域本部事業（以下「学校応援隊はえばる」という。）」等を通じて、学校・保護者・地域と連携した教育力の向上に向けた取り組みが行われています。

【課題】

- ①まちの課題解決に向け、考え、行動できる人材を育てるための場や機会の充実が求められています。

(2)伝統・文化・芸能等の保全と継承

【現状】

- ①子どもたちの地域学習において、文化財や伝統工芸等を活用することで、地域の歴史や文化と親しむ機会をつくっています。
- ②伝統芸能については、貴重な地域資源として後継者の育成等に取り組んでいます。

【課題】

- ①町の史跡や文化財等については、発掘と保存、活用（公開）等を適切に進めていくことが求められています。伝統芸能を守り、未来へ受け継いでいくために、後継者の育成が今後も求められています。

(3)スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状】

- ①小中学校陸上競技大会等の各種大会、各種スポーツ教室、社会教育団体の活動支援など、町民の相互交流や健康増進に努めています。
- ②黄金森運動公園の整備により、町民のスポーツ活動の場づくりに加え、プロスポーツチームとの交流を通じた活動の充実が図られています。

【課題】

- ①健康増進に向け、黄金森公園等のスポーツ施設を活用し各種スポーツ大会、スポーツ教室等を通じた、運動習慣の定着が求められています。

施策の展開

施策の展開 平和学習及び歴史学習の推進

(1)

担当課 生涯学習文化課、産業振興課

- ①南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を学習拠点としての活用、歴史資料のデータベースなどを通じた平和学習の充実を図ります。
- ②壕や文化財の地域案内人の育成、平和や歴史等に関する活動を支援します。
- ③戦争体験者の高齢化を踏まえ、証言、体験談、資料の収集及び記録保存等を進めます。

施策の展開 国際交流の推進

(2)

担当課 企画財政課、生涯学習文化課

- ①海外友好都市との交流の充実、南風原町から世界へ移民した方々とのネットワークと交流活動の充実を図ります。
- ②海外との交流促進、関係機関等と連携した国際交流など国際的な視野を持った人材育成に努めます。

施策の展開 学び・体験・交流の場や機会の充実

(3)

担当課 生涯学習文化課

- ①テーマごとにその分野の専門家から話を聞くことができる講座の実施など、町民が学び・体験・交流できる機会の充実を図ります。
- ②高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実を図ります。

施策の展開 文化・伝統・芸能等の保全、継承、活用

(4)

担当課 生涯学習文化課、産業振興課

- ①文化財の調査を行い、保存並びに適切な管理と活用を図ります。
- ②文化の発信拠点として南風原文化センターの利用を促進するとともに、南風原町文化協会や各自治会、関係機関との連携を図ります。
- ③歴史や文化に関する講座を通じて、町民の地域文化に関する意識啓発を図るとともに、後継者の発掘・養成に努めます。
- ④観光振興や伝統工芸などと連携し、地域の文化・伝統・芸能の継承と魅力の向上に努めます。

施策の展開 スポーツ・レクリエーションの振興

(5)

担当課 教育総務課、産業振興課

- ①黄金森公園陸上競技場及び学校体育施設等を活用し、各種スポーツ大会や教室の開催など、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- ②黄金森公園陸上競技場の環境を活用したプロスポーツチームのキャンプ誘致等を図るとともに、プロチームとの交流を通じたスポーツに関する技術力・意識の向上を図ります。



重点事業

◎平和学習交流事業

◎国際交流事業

◎（仮称）南風原大学事業

◎文化伝統芸能等事業

◎各種スポーツ教室、スポーツ大会の実施

5年後（平成 33 年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
南風原文化センターの来館者数	23,054 人	28,000 人
（仮称）南風原大学受講者数	0 人	20 人（延べ 80 人）
スポーツ施設の利用者数	95,438 人	100,000 人
スポーツキャンプ・合宿誘致件数 及び利用者数	14 団体 1,182 人	20 団体 1,500 人

3節 | 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

現状・課題

(1)学校における環境の充実

【現状】

- ①学校教育では、確かな学力を身につけることはもとより、「豊かな心」、「健やかな体の育成」等に向けて、教育内容や教育環境を充実するため計画的に取り組んでいます。その結果平成27年度全国学力・学習状況調査は、本町の小学生が全ての教科において全国平均を上回り、中学生では、全ての教科において県平均を上回りました。
- ②学習規律の確立として町内各幼稚園・小・中学校において「2分前着席、1分前黙想」の揃える実践を実施しています。
- ③子どもたちの入園・入学がスムーズにできるよう、保幼小連携を行い各関係機関で情報共有に努めています。さらに、保育所・幼稚園では小学校入学に向けたアプローチカリキュラムの策定、小学校ではスタートカリキュラムを策定し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っています。
- ④教育現場のICT化を通じて、わかりやすい授業を実施し、教育の質の向上と学力の向上、時代の変化に対応できる人材の育成に努めています。
- ⑤基礎学力の向上に向け、児童生徒を支援するための学習支援員の配置を行っています。
- ⑥外国の言語や文化について興味を持たせ英語力を向上させるため、小中学校に日本人英語指導助手や外国人英語指導助手を配置しています。
- ⑦不登校または不登校傾向にある児童生徒や、子どもへの対応に悩みを持つ保護者に対する支援を充実させるため、青少年教育相談員や心の教室相談員を小中学校に配置しています。
- ⑧防災マップづくりを通じた子どもたちの危機管理能力の向上、安全マップの活用により安心して学ぶ環境づくりに努めています。
- ⑨子どもたちの健全育成に向け、放課後子ども教室やクラブ活動を実施しています。
- ⑩福祉教育の推進については、教育委員会と町社会福祉協議会が連携し「南風原町福祉教育推進事業」を実施しており、子どもたちの「思いやりの心」「社会連帯の精神」を育む取り組みを推進しています。

【課題】

- ①子どもの「生きる力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を充実させるため、より良い環境づくりが求められています。
- ②情報化社会の中において、電子機器（スマートフォン等）の利用については、ルールを守り正しい利用が求められています。
- ③各学校で実施されている福祉教育プログラムは、その内容や成果に違いがあることから、さらなる充実に向けて各学校と教育委員会、町社会福祉協議会が連携強化を図る必要があります。

(2)地域と連携した教育内容の充実

【現状】

- ①「生きる力」を育むためには、学校と家庭・地域との協力関係を深めることが重要です。
そのため、学校と学校支援地域コーディネーター、地域の学習支援ボランティア（学校応援隊はえばる）が連携し、教育内容の充実を図り、「地域に開かれた学校教育」を行っています。
- ②学校と家庭、地域が一体となって学力向上に取り組んでいけるよう、「学校公開日（5月最終日曜日）」、「教育の日」（12月第2日曜日）に、学校公開、講演会、教育長表彰を実施しています。
- ③小学生、中学生では、キャリア教育として地域の事業所等との連携による様々な職業体験ができる環境が整っています。

【課題】

- ①共働き世帯の増加、経済的格差の拡大、学校教育に対する保護者の意識の違いなど、子どもを取り巻く環境は変化してきており、子どもの居場所を含め、地域との連携による教育の充実が求められています。

施策の展開

施策の展開 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

(1)

担当課 学校教育課、教育総務課

- ①幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育の充実を図るとともに、幼小中連携により南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力向上に取り組めます。
- ②基礎学力の定着・向上を図るため、学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手等を配置し「確かな学力」の向上に取り組めます。
- ③「わかる授業」構築のため、「町そろえる実践」を実施し、学力向上に取り組んでいきます。
- ④ICT機器を活用し学習指導の工夫改善に努めます。
- ⑤各学校と教育委員会、町社会福祉協議会との連絡会等をとおして、福祉教育推進に関する情報共有を図るとともに、研修体制の構築による学校等への支援の充実強化に努めます。

施策の展開 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

(2)

担当課 教育総務課、学校教育課

- ①学校や地域の特徴を生かした食育を推進します。
- ②遊びや運動、スポーツ等を通じて心身の健康づくりや運動の習慣化を図ります。
- ③学校における相談機能を充実させるとともに、いじめや非行問題、登校支援など、地域及び関係機関等と連携し解決に向けて取り組めます。

- ④子どもたちが学校で安心して学ぶことができるよう、地域と連携し学校の防犯・防災体制の充実を図ります。
- ⑤学校周辺の安全マップの活用とともに、子どもたちが様々な危険や問題について、自ら考え対処できる危機管理能力の向上に努めます。
- ⑥児童生徒及び保護者を対象にした、インターネット環境におけるモラル教育等を実施します。

施策の展開 (3) 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

担当課 生涯学習文化課、学校教育課、教育総務課、こども課

- ①学校応援隊はえばる（地域ボランティア含む）及び学校支援地域コーディネーターを通じて、地域と連携し、地域に開かれた環境づくりを推進します。
- ②教育の日に学校公開・講演会・教育長表彰等を実施し、教育に対する町民の関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、町民全体で教育に関する取り組みを推進します。



重点事業

- ◎小中学校、幼稚園における教育環境の充実事業
- ◎南風原町学校支援地域本部事業（学校応援隊はえばる）

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
学校生活が楽しいと感じている児童生徒の割合	小学校：96% 中学校：92%	小学校：99% 中学校：93%
学校応援隊はえばるボランティア数	1,583人 （延べ人数）	2,000人 （延べ人数）



ちむぐくでとものつくる福祉と健康のまち

「まちづくり目標3」を達成するための柱

1節 | ちむぐくで支えあう安心して暮らせるまち

現状・課題

(1)町民主体の福祉活動に対する支援、担い手の育成

【現状】

- ①各字自治会を単位とした「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、地域住民が共に支え、助け合いながら暮らせる地域づくりのための福祉活動に取り組んでいます。
- ②町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの養成やボランティアに関する情報提供が行われています。

【課題】

- ①近年、貧困、不登校、引きこもり、DV、虐待など社会の抱える問題は複雑化、複合化してきており、今後は、困難を抱えながら声をあげられない、あるいは現行の法制度に基づく支援では十分に対応できない状況も想定され、社会的に孤立することを防ぐ対策が求められています。
- ②核家族化や共働き世帯の増加、働き方や価値観の多様化等に伴い、地域における福祉課題は複雑化しており、既存の公的支援等では解決が困難なため、町民・行政・事業者・ボランティア等が連携した支えあいの充実が求められています。
- ③ボランティアセンターは、町民がボランティア活動（地域福祉活動）に参画する上で重要な役割を担っており、その機能を発揮するための体制の充実が求められています。
- ④「小地域福祉ネットワーク」の充実に向け、人材の確保や活動団体の組織化が求められています。
- ⑤町民の地域福祉活動への積極的な参加を促進するため、福祉意識の高揚（福祉教育の推進）を図る取り組みの充実が求められています。

(2)町民ニーズの把握と情報提供・相談対応の充実

【現状】

- ①現在、町社会福祉協議会と連携し、地域の声をひろい、互いに情報共有しながら障がい者（児）・高齢者等のニーズ把握に努め、適切なサービスの利用や関係機関と連携した支援、権利擁護等に取り組んでいます。
- ②保健・福祉・医療に関する各種情報は、町社会福祉協議会と連携しつつ、各種情報媒体を用い、広報活動に努めています。

- ③虐待の早期発見、早期対応に向けて周知活動に取り組んでいます。
- ④民生委員・児童委員の担い手確保を町社会福祉協議会とともに取り組んでいます。
- ⑤単身高齢者、高齢者のみ世帯の世帯数は増加し、割合も上昇しています。

【課題】

- ①相談員等が把握した地域福祉課題の解決に向け、町民や関係機関との協働体制の構築が求められています。
- ②福祉サービスの利用や権利擁護など適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口としての役割や取り組みについて、さらに周知していく必要があります。
- ③民生委員・児童委員の充足率（平成 28 年 4 月現在）は 85%にとどまっており、充足率の向上が求められています。
- ④単身高齢者、高齢者のみ世帯等、支援が必要でも自ら声をあげることが難しい方をサービスに繋げる等の支援が求められています。

施策の展開

施策の展開 ともに支え合えるまちづくりの推進

(1)

担当課 こども課、保健福祉課

- ①対象者ごとに福祉を捉えるのではなく、「地域福祉」の視点をもって町民をはじめ行政、町社会福祉協議会、関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- ②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持つとともに、つながり（絆）のある関係づくりに相互に支えあい・助け合う地域づくりを進めるため、交流活動等を推進します。
- ③町民が自ら地域の福祉課題を知り、その解決に向けた地域福祉活動に主体的に関わるため、町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりを推進します。
- ④地域の福祉ニーズの把握や要支援者への支援の充実を図るため、コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。
- ⑤支援が必要でも自ら声をあげることが難しい町民をより身近な地域で受け止め、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等と連携を密にし、悩みなどを拾いあげる環境づくりを推進します。

施策の展開 相談対応の充実並びに各種制度の周知

(2)

担当課 こども課、保健福祉課

- ①各種相談業務については、地域の相談員である民生委員・児童委員をはじめ、児童家庭相談員、子育て支援センター、地域包括支援センター、町社協ふれあい福祉相談室及び障

がい者相談を担うコミュニティソーシャルワーカーとの連携を密にし、町民にとって身近な相談機関となるよう取り組みます。また、そのための広報活動の強化を図ります。

- ②支援を必要としている方に保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容を適切に伝えるため、町の窓口体制や町社会福祉協議会との連携を強化します。また、これらの情報を幅広く発信するために広報誌やインターネットなどの媒体を積極的に活用します。
- ③民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、区長、自治会長、社協との連携で取り組むとともに、その活動についても周知に努めます。
- ④町民が抱える多様な福祉課題を早期把握・対応することで状況の悪化を防ぐため、町社会福祉協議会や関係機関等と連携を密にし、積極的なアウトリーチ※をととした実態把握及び相談支援体制の強化に努めます。
- ⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援を実施します。



施策の展開 ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

(3)

担当課 こども課

- ①自治会や町社会福祉協議会等と連携し、小地域（字・自治会）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進についての広報啓発を充実します。
- ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」など、町民主体の地域福祉活動の充実を図るため、人材の確保や組織体制の強化等を支援します。

【用語の解説】

※アウトリーチ：「Outreach」という英語から派生した言葉で、直訳すると「手を伸ばす」という意味である。働きかける、援助すること、訪問支援などの意味として使われている。

施策の展開 権利擁護等に関する制度の利用促進

(4)

担当課 保健福祉課

- ① 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な町民に対して、成年後見制度の周知及び町社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理支援事業等をとおして認知症や障がいがあっても安心して住みなれた地域で暮らし続けることのできる環境づくりに努めます。
- ② 高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及とともに、相談窓口や通告義務について周知を図ります。



重点事業

- ◎ 町民主体の地域福祉活動の充実
- ◎ 福祉課題の発見及び相談支援体制の強化
- ◎ 生活困窮者の自立に関する支援の強化

5年後（平成 33 年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
小地域福祉ネットワーク組織数	16 ヶ所	18 ヶ所
民生委員・児童委員の充足率	85% (H28.4.1)	89%

2節 | 健康づくりの推進

現状・課題

(1) 町民が主体的に健康づくりに取り組める支援の充実

【現状】

- ①各ライフステージごとに健診が実施され健診結果に基づき自らの健康状態を把握できる体制になっています。
- ②公共施設等を活用した健康づくりの自己管理能力を高めるための環境を整えています。
- ③平成 27 年度の特定健康診査の受診率（48.0%）、特定保健指導率（74.4%）は年々上昇し、国や県よりも高くなっています。
- ④メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が国や同規模自治体平均と比較して高くなっています。
- ⑤特定健診の結果から、男女ともに中性脂肪、ALT (GPT)、血糖、尿酸の有所見率が国よりも高くなっています。
- ⑥糖尿病等生活習慣病が重症化し循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）や慢性腎不全になることで生活の質（QOL）の低下を招いています。
- ⑦平成 26 年の 65 歳未満の死亡（早世）は、平成 17 年と比較して男女とも死亡割合が上昇し、全国の中でも高くなっています。

【課題】

- ①健康寿命の延伸、早世（65 歳未満の死亡）の減少に向けて健康はえばる 21（第 2 次）、データヘルス計画等に基づき町民の健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ②町民の生活の質の向上並びに国民健康保険等の社会保障の健全運営のため、ライフステージごとの健康課題を踏まえた多方面からの健康づくりの充実が求められています。
- ③特定健診やがん検診の受診を推進し、仕事の形態に合わせた受診機会（ナイト健診・日曜健診など）を充実させ、健康づくりへの意識を高めることが必要です。

施策の展開

施策の展開 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

(1)

担当課 保健福祉課、教育総務課

- ①ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、健康の自己管理能力を高めるための体制整備を進めます。

施策の展開 予防活動の推進

(2)

担当課 保健福祉課、国保年金課

- ①生活習慣病等の発症予防と重症化予防を進めていけるよう、特定健康診査及びがん検診の受診率向上に努めます。
- ②健康的な生活習慣の確立、不適切な生活習慣の改善について、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導に努めます。
- ③市民が健診結果等から自身の身体の状態を正しく理解できるよう、家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育など、多様な経路による保健指導・栄養指導の充実を図ります。
- ④定期予防接種等の実施による感染症予防に努めます。



重点事業

◎ライフステージを通じた健康づくり支援事業

◎生活習慣病の発症並びに重症化予防の推進事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
特定健診受診率	48%	60%
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合	34%	28%

3節 | 子ども・子育て支援の充実

現状・課題

(1)人口増加及び出生率の維持に向けた支援

【現状】

- ①国勢調査人口は昭和30年から一貫して増加し、沖縄県平均と比較して、年少人口と生産年齢人口の割合が高い地域となっています。
- ②平成20年～平成24年の合計特殊出生率は2.09人、全国12位となり、人口置換水準(2.07)を上回っています。
- ③平成25年度から未就学児(0歳～5歳)の人口が増え、平成28年度は対25年度比で8.3%の伸びとなっています。

【課題】

- ①我が国は人口減少の局面に入中、本町において将来的な人口増加を維持していくためには、子ども・子育て支援の充実を通じた住みやすい、住み続けたいと思える地域づくりが求められています。

(2)子育て支援環境の充実

【現状】

- ①平成28年度の認可保育園の申込者数は1,743人であり、経年的に増加で推移しています。
- ②平成28年4月1日現在、町内には認可保育所は11カ所、事業所内保育1ヶ所、小規模保育所1ヶ所、計13ヶ所の保育施設があり、定員は1,388人でそれを上回る1,523人が入所しています。
- ③平成28年4月1日現在、町内には認可外保育施設が6カ所あり、320人を受け入れています。
- ④待機児童数は平成28年4月1日現在、188人となっています。

【課題】

- ①子ども・子育てに関するニーズ調査から、幼稚園及び認可保育所の定員を上回るニーズが示されており、受け入れ基盤の確保が求められています。
- ②親が疾病や障がい等で子育てができない場合など、緊急的な入所に対応できる施策が必要となっています。
- ③0歳から2歳児を預かる小規模保育や事業所内保育から次の保育施設へ繋ぐための施策が必要になっています。
- ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できる環境づくりが求められています。

(3)社会的孤立、貧困の連鎖の防止

【現状】

- ①平成 27 年に沖縄県が行った調査から、沖縄県の子どもの相対的貧困率は 29.9%と示されています。
- ②子どもの貧困は、社会的孤立・排除、不適切な養育環境・虐待、低い自己肯定感、低学力・低学歴などが経済的貧困と重なることで、子どもの生活や成長に影響を与え、次世代へ連鎖していることが見受けられます。
- ③要保護児童等対策地域協議会では、関係機関連携により支援を必要とする児童等の対応を行っています。
- ④中学卒や高校中途退学、また若年出産など新たな支援を必要とする子どもたちがいます。
- ⑤子どもたちの居場所としては、児童館や学童クラブなどが利活用されています。

【課題】

- ①引きこもり、登校しぶり、青少年の非行、DVや虐待、社会的孤立などの防止については、対象者の家庭環境を含めできる限り早い段階から包括的な支援が求められています。
- ②要保護児童等対策地域協議会に上がってくる案件を将来的に減らすよう、根本的な施策が必要となっています。
- ③児童館は現在、午後6時までの開館となっており、夜の居場所としての活用に向けて利用時間を検討する必要性が生じています。
- ④子どもの居場所として学童クラブを利用したくても、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等への支援が求められています。
- ⑤子どもへの支援を充実するため、子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員などへ研修が求められています。

施策の展開

施策の展開 待機児童の解消

(1)

担当課 こども課、学校教育課

- ①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等により、保育を必要とする需要に対して保育定員の確保を図ります。
- ②小規模保育事業により、低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保を図ります。
- ③公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施など保護者ニーズへの対応を継続して行います。
- ④認定こども園については、本町の保育・教育について総合的な見地から検討します。

施策の展開 各種保育サービスの充実

(2)

担当課 こども課、学校教育課

- ①地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図り、安心して子育てできる環境整備を進めます。
- ②幼稚園教諭や保育士の研修、幼稚園教諭や保育士同士の交流、情報交換等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
- ③子育て支援員を活用し、保護者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供を行います。



施策の展開 安心して子どもを生み育てるための支援の充実

(3)

担当課 こども課、保健福祉課、学校教育課

- ①各関係機関が情報を共有し、地域での子育てネットワークの構築を図ります。
- ②子育て中の保護者同士の交流の場、情報交換の場として、各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター、児童館のファミリークラブなどを中心に、保護者同士が交流しやすい場づくりを進めます。
- ③子どもの健やかな成長を支えるため、中学生までの医療費無料化を継続し、さらに医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度（現物給付）を実施します。
- ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できるよう、情報発信の再構築を図ります。
- ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。

施策の展開 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

(4)

担当課 こども課、学校教育課、生涯学習文化課

- ①放課後子ども総合プランの推進並びに公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の確保を進めます。
- ②学童クラブについて、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行います。

施策の展開 貧困の連鎖防止

(5)

担当課 こども課、教育総務課

- ①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携し、子どもの貧困及び社会的孤立防止に向け、子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守りなど包括的な支援を実施します。
- ②子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員など、子どもの支援に関わる方への研修を行い、関係機関連携を図ります。
- ③児童館の新たな利活用を図ります。
- ④就学援助制度における対象費目の拡充を検討するとともに、町立幼稚園の幼児のうち要保護世帯等に対する給食費等の援助を行います。

重点事業

◎待機児童解消と保育基盤整備事業

◎こども医療費助成の充実事業

◎利用者支援事業（地域子育て支援、一時保育、病児保育、延長保育など）

◎放課後児童の居場所づくり支援事業

◎こどもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制の構築事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
待機児童数	188人 (H28.4.1)	0人
子育て支援の取り組みについて満足している町民の割合	71%	80%



4節 | 障がい者(児)・高齢者支援の充実

現状・課題

(1) 障がい者(児)支援の充実

【現状】

- ①障がい者(児)が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。
- ②健診を通して子どもの発育・発達の状態を把握し、必要に応じて早期療育につなげています。
- ③サークル活動や各種イベント等を通して、障がい者(児)と地域住民がともに交流できる機会を創っています。

【課題】

- ①障がいに対する正しい理解を促すとともに、障がい者(児)の社会参加を進め、障がいのある人もない人もともに生きる社会の構築が求められています。
- ②療育や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援等を通じた障がい者(児)に対する適切なサービス提供が求められています。

(2) 高齢者支援の充実

【現状】

- ①高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。
- ②高齢者人口および介護保険の認定者数は増加で推移しており、高齢化率は15.7%（平成27年10月現在）、介護保険の認定率は17.9%（平成27年度）となっています。また、認定者の約8割以上に認知症の症状がみられます。
- ③1件当たりの介護給付費は、沖縄県内市町村と比較して高くなっています。
- ④高齢者の生きがいや社会参加へつながる活動として、ミニデイや高齢者サロンを実施し、各地域では、趣味やスポーツ活動、ボランティア活動を行っています。

【課題】

- ①高齢者の自立と介護給付費の適正化に向けて「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まり、町民ニーズの把握並びに多様な主体によるサービス提供体制の構築と地域の支え合いの体制づくりが求められています。
- ②認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等へつなげ、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進が求められています。

施策の展開

施策の展開 障がい者(児)を支える体制の強化とサービスの充実

(1)

担当課 保健福祉課、学校教育課

- ①障がい者(児)の地域における安心した暮らしを支えるために、多分野との連携および

相談支援体制の充実を図ります。

- ②共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実を図ります。
- ③地域のニーズを踏まえつつ、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- ④障がい者（児）の社会的自立とともに、生きがいづくりにつながるよう、各関係機関と協力し療育及び教育、就労支援等に取り組みます。

施策の展開 ② 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

担当課 保健福祉課

- ①地域のニーズを踏まえつつ、「高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ニーズを踏まえた上で、必要となる医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ③認知症の予防と適時、適切な医療・介護等へつなげられるよう体制を整えます。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域づくりのための普及・啓発に取り組みます。また認知症の方やその家族の方が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりを検討します。
- ④高齢者の生きがいや社会参加、自立した生活を支援していくため、居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援等を行います。
- ⑤高齢者が介護を必要な状態にならないために、「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図ります。

重点事業

- ◎障がい者（児）の特性に合わせた切れ目のない支援事業
- ◎高齢化の進展を見据えた健康づくり、介護予防事業
- ◎地域包括ケアシステムの構築

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
障がい児通所給付支援件数	144 件	177 件
障がい者就労サービス支援件数	159 件	194 件
要介護認定率（要介護1～5）	13%	12%



工夫と連携で産業が躍動するまち

「まちづくり目標4」を達成するための柱

1 節 | 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

現状・課題

(1) 農地の保全及び就農者の減少への対応

【現状】

- ①都市化の進展による優良農地の分断、形状変更等をはじめ、就農者の高齢化や後継者不足、輸入農畜産物との競争など、農業生産を取り巻く環境は厳しさを増しています。

【課題】

- ①農業生産を取り巻く厳しい現状に伴い、就農者及び農地（採草放牧地等を含む）が減少していることから、担い手の育成や農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じて農地の保全・有効活用が求められています。

(2) 安定した農業経営への対応

【現状】

- ①施設整備や農地の集約化をはじめ、関係機関と連携した研修・指導、農業団体の育成、病虫害等対策や優良品種・優良家畜の導入など、生産技術の向上や安定した農業経営に向けた支援を行っています。
- ②JAや農業生産法人を中心とした県内外への出荷・供給体制が構築されています。
- ③南風原産品の認知度や付加価値を高め、農業所得の向上につなげるため、ブランド化に向けた取り組みや農畜産物を活用した特産品開発を行っています。
- ④農畜産物の地産地消の推進については、食育としての学校給食における活用やファーマーズマーケットくがに市場を活用した安全で安心な農畜産物の安定供給への取り組みを行っています。
- ⑤近年、消費者における食の安全や健康に対する意識が高まっており、減・無農薬栽培及び自然栽培、EM 活用等による農畜産物が注目されてきています。

【課題】

- ①農業経営を確立するため、農業基盤の強化をはじめ、生産技術の向上、安定した生産に向けた環境整備への継続した支援と、さらなる発展に向けて販路拡大や地産地消の推進、農畜産物の付加価値を高める取り組みの充実が求められています。
- ②消費者ニーズに対応した農畜産物の生産に向けた取り組みの検討や6次産業化が求められています。

※農業：土を耕して作物を育てる「耕種農業」、家畜を育てる「畜産」を含みます。

(3)農業・農地の多面的な活用

【現状】

- ①生産の場としての活用だけでなく、畑の緑が本町の潤いのある景観を創出しているのをはじめ、教育・体験学習の場としての活用、土づくりの一環として行われている「ひまわり畑」が観光資源になりつつあるなど、農業・農地の活用を行っています。

【課題】

- ① 農業の持つ多面的機能や農地の可能性を活かし、町民等のニーズに対応した様々な機能を活用推進していくことが求められています。

施策の展開

施策の展開 農業基盤の強化

(1)

担当課 産業振興課、まちづくり振興課

- ①優良農地を確保し安定した生産環境の整備を図るため、かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化を図ります。
- ②農地を有効活用し生産力の向上を図るため、農地の保全・強化や土壌改良をはじめ、遊休地や耕作放棄地の解消による農地流動化・利用集積に努めます。

施策の展開 農業経営の強化

(2)

担当課 産業振興課、教育総務課

- ①農業経営基盤の強化を図るため、意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供を行うため、農地等の利用の最適化に努めます。
- ②関係機関と連携し、安定した出荷・供給体制の充実や地産地消の推進を図るとともに、県内外・海外への販路拡大に向けて、市場調査やPR活動などの取組みを支援します。
- ③学校給食における南風原産品の利用を推進するとともに、町民が手軽に入手しやすい環境整備に努めます。
- ④かぼちゃやストレリチア等のブランド力の強化及び南風原産品のブランド化に向けて農業団体や関係機関等と連携し、安定した生産体制の構築や品質管理をはじめ、PR活動などの取組みを推進します。
- ⑤安全・安心・健康などの消費者ニーズに対応した付加価値の高い農畜産物の生産に向けて、農家をはじめ関係機関や農業団体等と連携を図り、優良品種等の導入や調査研究等に取り組めます。

担当課 産業振興課

- 施策の展開** **他産業との連携による 6 次産業化の推進**
- (4)** **担当課** 産業振興課、生涯学習文化課

担当課 産業振興課、生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課

- ## 重点事業

- ## 5年後（平成33年度）の目標値

56

2節 | 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

現状・課題

(1) 商業・製造業等の既存産業の持続的な発展

【現状】

- ①本町の産業は、国道 329 号や 507 号などの幹線沿いに既存の商業や製造業の立地をはじめ、土地区画整理事業やバイパス等の環境整備が進んでいる地区には大型商業施設、新川地区には医療関連産業などの立地が進んでいます。
- ②地域の振興を図るため、大型商業施設の誘致等による雇用確保・拡大に努めてきました。
- ③これら産業の振興を図るため、商工会と連携した相談体制、育成、制度資金の活用などの支援を行っています。

【課題】

- ①製造業等については、事業所の規模拡大の要望に対し、宅地化の進行による用地不足や用途地域による既存不適格により移転せざるを得ない状況があり、土地利用の誘導・確保等が課題となっています。
- ②事業所の大多数を占める中小企業を振興するため、企業、行政、町民のそれぞれの役割等を定めた「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しており、これに基づき、総合的な産業振興策に取り組むことが求められています。

(2) 新たな産業への支援

【現状】

- ①商工会と連携して、町内で起業を予定している方または新たな事業分野の開拓を考えている方のための相談指導や講演会の開催などの支援をしています。

【課題】

- ①本町の産業構造等の特性にあった企業誘致及び企業進出を促進するための施策の展開が求められています。
- ②集積している医療関連産業や印刷関連産業、情報関連産業を活かした新たな展開が求められています。
- ③若者をはじめ、町内での起業希望者への支援も求められています。

(3) 雇用の創出

【現状】

- ①就労機会の提供及び企業支援を目的として、「無料職業紹介所」を開設しており、町内企業の求める人材情報の登録と雇用情報の提供を行っています。

【課題】

- ①町内の求職者への多様な雇用機会の創出が求められています。

施策の展開

施策の展開 商業、製造業等の既存産業の振興

(1)

担当課 産業振興課、まちづくり振興課

- ①本町における産業の現状や事業所の支援ニーズについて把握し、実情に即した効果的な産業振興を図ります。
- ②製造業等の技術力向上を図るため、産学官民が協力した高度化技術の導入・開発に向けた支援に努めます。
- ③町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転については、町内での移転立地に向けた支援に努めます。
- ④工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、町内事業所への受注機会の増大に努めます。



施策の展開 集積している産業を活かした新たな展開

(2)

担当課 産業振興課

- ①医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援に努めます。
- ②印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援に努めます。

施策の展開 企業の相談・支援、雇用促進

(3)

担当課 産業振興課、まちづくり振興課

- ①商工会と連携した企業の経営改善に向けた相談及び指導、各種制度資金の活用など企業経営の安定化に向けた支援に努めます。
- ②無料職業紹介所については、町内企業及び町民等への周知を図り、雇用機会の提供及び企業支援に努めます。
- ③起業希望者については、商工会と連携して相談・制度活用に関する情報提供を推進するなど、起業支援に努めます。

施策の展開 企業進出の環境整備

(4)

担当課 産業振興課、まちづくり振興課

- ①本町の産業構造等の特性を踏まえて、戦略的に誘致すべき企業のあり方や進出希望企業に対する産業用地の確保など環境整備の方策を検討します。

！重点事業

◎中小企業・小規模企業振興推進事業

◎戦略的企業誘致整備促進事業

◎企業（起業含む）相談・支援事業

◎雇用・就労支援事業

★5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
事業所数（経済センサス基礎調査）	1,422 事業所（H26 年）	1,600 事業所
従業者数（経済センサス基礎調査）	16,128 人（H26 年）	18,000 人
創業相談数	11 件	20 件
求職者への相談・紹介数	3 回	90 回



3節 | 地域の連携で創る観光の振興

現状・課題

(1) 観光振興の具体的な取り組みの推進

【現状】

- ①近年、観光協会の設立、観光振興計画の策定、観光案内所の設置や体験宿泊（民泊）の受入れなど、観光地としての強化に向けた取り組みが進められています。

【課題】

- ①今後、推進母体である観光協会を中心に関係団体や地域住民と連携し、観光振興計画に基づく様々な施策の着実な実施が課題となります。
- ②黄金森公園は、沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した文化・平和学習の拠点としての展開と共に、関係機関・団体等の連携のもとでの観光振興への活用も期待されています。
- ③これまでの通過型観光から着地型観光や滞在型観光への転換が求められています。
- ④今後の本町の観光振興を担う、観光人材の発掘、育成が求められています。

(2) 観光地としての認知度の向上

【現状】

- ①本町における観光振興は、推進体制をはじめ、取り組みをスタートしたばかりであり、観光地としての認知度は依然として低い状況にあります。

【課題】

- ①観光地としての認知度向上に向けて、情報提供の充実やPR活動を推進し、本町の魅力を発信することが求められています。

(3) 町民のホスピタリティーの向上

【現状】

- ①沖縄県における観光客は、リピーターが多く、旅行内容も少人数による体験型、地域交流型の形態が増えています。

【課題】

- ①地域の伝統行事に訪れる観光客は、交流を楽しみにしている方も多いことから、町民のおもてなしの心の醸成が求められています。

施策の展開

施策の展開 観光振興計画の着実な推進と体制の強化

(1)

担当課 産業振興課、生涯学習文化課

- ①観光振興に係る推進体制の強化をはじめ、新たな魅力づくり、滞在型観光を目指した環境整備などの施策を計画的に実施します。
- ②地域と連携して、観光ガイドをはじめとする観光に携わる人材の育成に取り組みます。
- ③町民に対して、観光資源の情報提供をはじめ、まち歩きイベント開催など本町の観光資源について知って・体験できる機会を創出するとともに、町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティー意識の醸成を図ります。

- ④沖縄観光コンベンションビューローをはじめ、各種観光関連団体等と連携を強化し、観光プログラムの設定など広域的な施策の展開を図ります。

施策の展開 新たな観光資源の整備・活用

(2)

担当課 産業振興課、生涯学習文化課

- ①風景、モノ、人、集落景観など新たな観光資源の発掘・整備・活用への取り組みを推進します。
- ②町内のスポーツ施設をはじめ、医療機関など集積している産業や農産物を活かした「食」など、本町の特徴ある資源の観光への活用を推進します。
- ③町の魅力ある資源について町民をはじめとして広く意見を募るなど、新たな観光資源の発掘に取り組みます。

施策の展開 既存資源の活用・魅力向上の推進

(3)

担当課 産業振興課、生涯学習文化課

- ①町内の史跡等や優れた景勝地等の活用を図ります。
- ②平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用を促進するとともに、観光プログラムの内容の充実化を図ります。
- ③個々の観光資源をネットワークし、点から面への観光プログラムを設定するとともに、緑化や集落景観の形成などのまちづくり活動を通して、町全体の魅力向上に努めます。
- ④本町に所縁のある偉人を活かしたイベントや観光施策を推進します。

施策の展開 観光情報発信の充実

(4)

担当課 産業振興課、総務課

- ①観光協会をはじめ、町のホームページ、アプリなどで提供している観光に関する情報の充実化、多様な媒体での広報に努めます。
- ②各種イベントの開催を行うなど、PR活動を推進します。

重点事業

- ◎観光推進体制の強化事業
- ◎観光ガイドの育成事業
- ◎魅力的な観光プログラム充実事業
- ◎観光情報発信強化事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
観光ツアー数	476人／8回	500人／12回
観光ガイド人数 （内コーディネーターガイド）	11人 （5人）	20人 （10人）
民泊登録数	20家庭	40家庭

4節 | 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

現状・課題

(1) 伝統工芸産業の自立

【現状】

- ①本町の伝統的工芸産業である琉球絣・南風原花織は、本部・喜屋武・照屋地区を中心に立地し、県内有数の産地となっています。
- ②琉球絣・南風原花織における経営環境改善の取り組みとして、販路開拓や後継者育成及び宣伝活動等の支援により、事業所や従業員の減少傾向が緩やかになってはいますが、往時の勢いはなく、引き続き支援が必要な状況にあります。

【課題】

- ①これら伝統工芸産業は、地域の歴史・文化的資産として重要であり、町をあげての取り組みが求められていますが、永続的に維持するには産業としての自立が課題となります。

(2) 他産業等との連携の推進

【現状】

- ①琉球かすり会館やかすりの道を活用した観光メニュー設定をはじめ、学校の体験学習など、観光関連産業と連携した取り組みが行われています。

【課題】

- ①他産業等との連携による新たな展開を図ることで、伝統工芸産業の活性化が求められています。

施策の展開

施策の展開 経営環境の改善への支援

(1)

担当課 産業振興課、生涯学習文化課、学校教育課

- ①伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援に努めます。
- ②伝統的な織物としての技術を継承し、ブランドを維持するとともに、消費者のニーズに対応した需要の高い商品開発及び販路開拓に向けた取り組みを支援します。
- ③町民向けのイベント開催や体験学習など、町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくりに取り組みます。
- ④琉球絣事業協同組合及び観光協会、役場等のホームページやその他媒体を活用して掲載情報の充実化を図り、町民、県内外・海外への情報発信に取り組みます。

施策の展開 後継者育成支援

(2)

担当課 産業振興課、生涯学習文化課、学校教育課

- ①「デザイン・くくり」「染色」「製織」などの各工程における後継者の育成をはじめ、全ての工程に精通したコーディネーターの育成など、伝統工芸産業の将来を見据えた長期的な視点での後継者育成を支援します。
- ②町内の児童・生徒をはじめ、伝統工芸産業に興味のある方に対する体験・学習機会を提供するなど、多様な人材育成及び確保に努めます。



施策の展開 観光関連産業等との連携による展開

(3)

担当課 産業振興課

- ①琉球絣や南風原花織を対象とした滞在型絣織り体験や民泊を活用した他の体験学習との連携など、多様なプログラムづくりに取り組みます。
- ②独自のイベント開催や観光関連イベントと連携した取り組みなど、多様なPR活動を推進します。
- ③観光関連産業をはじめ、異業種、他産地との多様な連携を図り、伝統工芸産業の活性化に取り組みます。

重点事業

- ◎（仮称）伝統工芸産業振興計画の策定
- ◎担い手育成事業
- ◎商品開発及び販路開拓事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
琉球絣等従業者数	151人	170人
新規担い手者数	9人	延べ48人（年8人）
琉球絣等生産額	152,532千円	214,600千円



みどりとまちが調和した安全・安心のまち

「まちづくり目標5」を達成するための柱

1 節 | 安全・安心に暮らせるまちづくり

現状・課題

(1) 災害に対する意識の高まり

【現状】

- ①防災計画に基づく避難訓練などの実施により、実践を通し災害に対する意識も高まっています。
- ②災害時要援護者名簿を作成し、町社会福祉協議会および民生委員・児童委員へ貸与名簿を提供し、障がい者（児）・高齢者の安全・安心の確保に向け取り組んでいます。
- ③度重なる自然災害においては、物理的なハード面だけの対応では限界があることが示されています。

【課題】

- ①各地域が主体的に取り組むための拠り所となる自主防災組織の立ち上げが求められています。
- ②安全で安心なまちづくりを進める上では、ハード面だけでなく、ソフト面も重視した減災の視点を持った取り組みが求められています。

(2) 防犯体制の充実

【現状】

- ①都市化や生活スタイルの変化などもあり、日常生活の中での安全・安心に暮らせる環境づくりは、以前にも増して地域主体の取り組みが重要となっています。

【課題】

- ①これまで以上に各自治会や各種団体の連携の強化、担い手の継続的な支援が求められています。

施策の展開

施策の展開

防災体制の強化と推進

(1)

担当課 総務課、保健福祉課

- ①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直しを行います。
- ②地域及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に推進するため、自主防災組織の設立への取り組みを進めます。

- ③災害時における避難誘導をはじめ、避難所での高齢者や有病者、子どもへの対応など、平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用など、災害時に速やかに対応できる環境づくりに取り組みます。

施策の展開 **地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進**

(2)

担当課 総務課、まちづくり振興課

- ①防犯灯や交通安全施設の設置など、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。
- ②各自治会や各種団体との継続的な連携によるマンパワーの確保と育成を図ります。

施策の展開 **減災のまちづくりへの取り組み**

(3)

担当課 総務課、まちづくり振興課

- ①防災・防犯への取り組みは、普段の地域活動の蓄積や経験が基本となることから、ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究を進め、関連施策との連携を図ります。
- ②日常的な公園利用や散策ルートなどが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくりに努めます。

重点事業

- ◎自主防災組織と地域防災リーダー育成事業
- ◎災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくり推進事業
- ◎安全・安心な地域環境づくり推進事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
自主防災・防犯組織設立数	0 団体	5 団体
地域・学校における防災訓練回数	10 回	11 回
災害に強いまちづくりに関する取り組みへの町民満足度	35%	55%

2節 | 快適で文化的に暮らせるまちづくり

現状・課題

(1) 緑地保全への対応と身近な公園整備

【現状】

- ①「都市計画マスタープラン」等に基づき、丘陵地の緑地保全や公園整備を進めています。

【課題】

- ①都市化の進展が著しい中、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）に代表される丘陵地の緑地保全はこれまで以上に実効性のある取り組みが求められています。
- ②日常生活に身近な公園整備については、子育て環境の質の向上の観点からも継続的な対応が求められています。

(2) 水と緑の連携

【現状】

- ①丘陵緑地と市街地を流れる河川は、本町の今後のまちづくりの基盤をなす資源です。

【課題】

- ①本町の資源を活かし、水と緑の連携したまちづくりへの利活用のあり方が求められています。
- ②河川環境については、親水化の整備が行われているなど、貴重な財産であることから、町民がより河川に親しむ環境づくりが求められています。

(3) 個性を活かした景観づくり

【現状】

- ①「本部カンナの会」など緑化に関わる主体的な地域活動も活発化しています。

【課題】

- ①昨今のまちづくりや地域活性化の観点から、緑化を含む景観づくりは重要なポイントとなっており、本町においても町民と協働による景観形成が求められています。

(4) 都市と農村の共存

【現状】

- ①都市と農村が共存する本町は、那覇市近郊である立地性や交通の利便性から、依然として都市的土地利用の二ーズがあります。

【課題】

- ①土地利用については、本町の特性である都市と農村のバランスに配慮しつつ、産業振興や地域活性化につながるきめ細かな対応が求められています。

(5)都市基盤の充実

【現状】

- ①地域の下水处理については、公共下水道事業及び農業集落排水事業などにより、計画的に整備を継続しています。
- ②既存集落においては、生活道路が狭隘^{きょうあい}であり宅地への車でのアクセスが厳しい地域がみられます。

【課題】

- ①今後は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」を踏まえ、長期的な対応が求められています。
- ②既存集落における宅地への車によるアクセス向上が求められています。

施策の展開

施策の展開 緑地の保全

(1)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課、産業振興課

- ①民有地の丘陵緑地については、都市的土地利用への転用が可能であり、災害・景観等の面から、今後は保全地区の指定を含めきめ細かな保全策のあり方を検討します。
- ②荒廃地及び丘陵地の緑化等による質の向上など、緑地の保全と整備（緑道整備等）に取り組めます。

施策の展開 公園・広場の整備

(2)

担当課 都市整備課、まちづくり振興課、こども課

- ①公園整備については、人口増加に伴い子育て環境や身近な生活環境の面からも地区内の小規模公園・広場の整備を検討します。
- ②新たな公園・広場の整備や維持管理にあたっては、町民との協働による取り組みを推進します。

施策の展開 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

(3)

担当課 都市整備課、住民環境課、まちづくり振興課

- ①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方について、検討します。
- ②貴重な資源である河川環境改善のため、町民の意識高揚を図るとともに、関係市町及び団体等と連携して水質浄化に取り組めます。
- ③都市の中における貴重な資源である水辺空間は、周辺環境も含め自然観察や虫・とんぼ等の生育環境の回復への取り組みなど、保全・活用に努めます。
- ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備を図るとともに、街路樹が整備された幹線道路

やかすりロードなど、これまでのストックの利活用について評価・分析を行います。

- ⑤評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤をネットワーク化し、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくりに努め、利活用に向けて町民との情報共有を図ります。

施策の展開 個性ある美しい住環境の保全・創出

(4)

担当課 まちづくり振興課、区画下水道課、都市整備課

- ①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。
- ②道路管理協定等による町民及び各種団体と行政との役割分担、支援のあり方など、協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化を図ります。
- ③緑化推進のための助成制度の発展的な利活用に努めます。
- ④生活に密接に関係する生活道路については、^{きょうがい}狭隘道路のアクセス性向上等のハード的に対応する面と、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方を検討します。
- ⑤道路等の公共事業の導入に際しては、高木の植栽に努め、緑陰のあるまちづくりを図ります。
- ⑥津嘉山北地区については、引き続き土地区画整理事業を推進し、地区計画に基づき、快適で利便性の高い良好な市街地環境の形成を図ります。

施策の展開 都市と農村の調和

(5)

担当課 まちづくり振興課、産業振興課、企画財政課、都市整備課

- ①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入に向けての取り組みを進めます。
- ②地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくりをめざし、地区毎の土地利用のあり方について、地元と協働で取り組みます。
- ③那覇空港自動車道南北IC周辺地区など、広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方について、関係者と連携し、取り組みを促進します。

施策の展開 下水道整備の促進

(6)

担当課 区画下水道課、住民環境課

- ①公共下水道（污水）は、土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携し整備を行い、あわせて人口集中区域の整備を推進します。
- ②公共下水道（雨水）は、土地区画整理事業と連携を図りながら整備を行い、さらに浸水地域について重点的に整備を推進します。
- ③今後、町内や河川上流域の近隣市町における個別開発の進展等に対し、中長期の総合的な排水計画の必要性について、関係自治体との連携に努めます。

- ④下水道（污水）が整備された区域内の各事業所・家庭からの汚水処理については、下水道への接続促進に取り組みます。
- ⑤地域特性を考慮し、合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みを進めます。



！重点事業

- ◎都市計画マスタープランの見直し
- ◎景観計画の策定
- ◎市街化区域編入の検討
- ◎水と緑のネットワークの推進
- ◎公共下水道事業

★ 5年後（平成 33 年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
公園や緑地の保全や充実に関する取り組みへの満足度	44%	50%
緑化に関する助成制度活用団体数	8 団体	10 団体
下水道計画面積整備率（整備区域/全体計画区域）	49%	64%



3節 | 利便性のよい魅力あるまちづくり

現状・課題

(1) 道路交通網の充実

【現状】

- ①交通の要衝地である本町は、広域幹線が充実しつつあります。

【課題】

- ①今後は、町内の生活幹線道路との効果的な交通網の結節により、生活の利便性をより一層充実させることが求められています。

(2) 公共交通の可能性に対する機運の高まり

【現状】

- ①自動車交通の利便性が向上する一方で、高齢者等の交通弱者の移動の確保やCO₂削減による環境負荷の低減など、近年、公共交通に期待する機運の高まりがあります。

【課題】

- ①関係者との連携による公共交通のあり方について、幅広い話し合いの場を確保し、検討することが求められています。

(3) 公共空間における安全性の確保

【現状】

- ①多くの方が利用する役場庁舎や学校等をはじめとする公共施設においては、施設のバリアフリー化による利用者の利便性の向上に取り組んでいます。

【課題】

- ①歩行者空間をはじめとする公共空間におけるバリアフリーやユニバーサルデザインによる快適で安全性が確保された空間づくりが求められています。

施策の展開

施策の展開 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

(1)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課、企画財政課、総務課

- ①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上を図ります。
- ②交通事故の多発する危険箇所については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、危険除去に向けた取り組みを図ります。
- ③自動車交通のみならず、自転車道などスポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についても検討します。
- ④道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりへ波及させるための調査・研究に取組みます。

施策の展開 公共交通の利便性の向上

(2)

担当課 まちづくり振興課、総務課、都市整備課、企画財政課

- ①高齢社会への対応や効果的なまちづくりなど、多様な視点から公共交通のあり方について検討します。
- ②町内の路線バスのあり方については、当該事業者との連携を図り、バス停の位置、路線ルートなど、最善の運行形態のあり方について検討します。
- ③L R T等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方については、県や近隣市町との連携を図り検討します。

施策の展開 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

(3)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課

- ①歩道等公的空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- ②通学路等の歩行者優先の道路整備については、保護者や周辺地域住民との協働による実態調査なども踏まえ、沿道沿いの景観づくりや防犯面など、多様な視点で検討します。

重点事業

◎町道改良事業

◎公共交通の整備検討

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
町道改良率（改良済延長/総延長）	69%	71%
歩道拡幅や公的施設のバリアフリーへの取り組みへの町民満足度	26%	33%



環境と共生する美しく住みよいまち

「まちづくり目標6」を達成するための柱

1 節 | 環境への取り組み

現状・課題

(1) 循環型社会に向けた取り組みの充実

【現状】

- ①本町におけるごみの年間総排出量（H26年）は、この10年間の人口の増加にあわせて増加傾向にあるものの、一人一日あたりの排出量で換算すると減少しています。
- ②ごみの減量化及び資源化については、生ごみ処理機の購入助成をはじめ、ごみの分別及び5R運動の啓発活動に取り組んでいます。
- ③循環型社会のモデル事業として「はえばるリサイクルループ」を実施しています。

【課題】

- ①「循環型社会」の構築については、町民の意識を高めることが重要であり、継続した啓発活動等を行うことが必要となっています。

(2) 公害・環境衛生等への対応

【現状】

- ①悪臭、騒音、ハブ、害虫等の問題については、適宜、対応・指導を行っています。
- ②不法投棄については、看板設置やパトロールを実施し、生活環境の維持に努めています。

【課題】

- ①公害や不法投棄、環境衛生への対応については、町民の生活環境を守るために引き続き適切な対応が求められています。

(3) 環境問題への対応

【現状】

- ①地球温暖化による気温の上昇により、台風の大型化や集中豪雨など異常気象が発生すると言われており、これら環境問題についても生活に身近な問題となっています。

【課題】

- ①環境問題については、町民の環境に関する意識を高め、みんなが実践できる地道な取り組みを行うことが求められています。

施策の展開

施策の展開

ごみの減量化に向けた取り組みの推進

(1)

担当課 住民環境課

- ①5R活動をはじめとする、ごみの減量化・リサイクル・分別徹底などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。

- ②事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導に努めます。
- ③小中学校の児童・生徒をはじめ、広く町民全体に対して環境学習を推進します。
- ④小中学校をはじめ、公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みを推進します。

施策の展開 **行政・町民等との連携による循環型社会の構築**

(2)

担当課 住民環境課

- ①本町の循環型社会のモデル事業として取り組んでいる「はえばるリサイクルループ」については、町民・事業者・行政の協働により推進します。

施策の展開 **公害及び環境衛生等の対策**

(3)

担当課 住民環境課

- ①悪臭、騒音などの公害対策については、改善に向けた指導に努めます。
- ②野犬、ハブ、害虫等の対策については、適宜捕獲、駆除等の対応に努めます。
- ③不法投棄の防止については、関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動を強化します。

施策の展開 **環境保全の啓発と活動の推進**

(4)

担当課 住民環境課、総務課、企画財政課、産業振興課、学校教育課

- ①環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催など、多様な手法による啓発活動の推進に努めます。
- ②各町立学校との連携を密にして、省エネルギー対策活動（フィフティ・フィフティ※等）の推進に努めます。
- ③家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みについて、情報提供に努めます。

重点事業

- ◎ごみ減量化推進事業
- ◎住み良い住環境をめざした循環型社会促進事業
- ◎環境保全啓発事業

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
ごみ減量化 一人一日あたりごみ排出量（資源ごみを除く）	408g（H26年度）	402g
環境学習の開催数	50回	53回

【用語の解説】

※フィフティ・フィフティ：学校で省エネ活動を行い、節減できた光熱水費の半分を町の財政に戻すのではなく、その学校に還元する仕組みです。



行財政計画

1 節 | 効率的で健全な行財政運営

現状・課題

(1) 社会経済情勢の変化に対応した行財政運営

【現状】

- ①町の歳入で一番大きな割合を示している町税は堅調に伸びている反面、歳出では義務的経費における扶助費の伸びが著しく、財政の硬直化が進行しています。
- ②総合計画の効果的な施策展開を推進するため、行政改革大綱などに基づき徹底した行財政改革を進めています。

【課題】

- ①社会経済情勢の変化に伴い発生するニーズに対し、新たな施策展開への対応など、的確な解決策や将来展望を持てる行財政運営が求められています。
- ②計画行政の推進と効率的で健全な財政運営が求められています。

(2) 町民ニーズ等に対応した行政運営

【現状】

- ①多様化する町民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、組織改編をはじめ職員数の適正管理などに努めています。
- ②町民の生活圏の拡大や広域化する行政需要に対応するため、近隣自治体による一部事務組合で対応しています。

【課題】

- ①無駄を省き効果的な施策展開が推進できる行政運営のあり方が求められています。

(3) マンパワーの重要性

【現状】

- ①南風原町職員人材育成方針に定めている「町民が主役であるとの認識を持った職員」「町民に公正・公平・誠実に対応し、信頼される職員」「広い視野と先見性を持った職員」「自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員」の4つの求められる職員像を目指し、職員研修をはじめとする人材育成を行っています。

【課題】

- ①社会経済情勢の変化に対応した施策展開を担う人材育成が求められています。

施策の展開

施策の展開 効率的な行政運営の推進

(1)

担当課 企画財政課、全課

- ①PDCAサイクル（計画⇒実行⇒評価⇒改善）に基づいた事業の実施を推進し、総合計画の施策の実効性を確保します。
- ②効率的な行政運営や町民サービスの向上を図るため、民間活用の適切な推進と良質な公共サービスの提供に努めます。
- ③社会情勢の変化や多様な町民ニーズ、新たな行政課題等に柔軟に対応できるよう、組織の改編や行政機構の見直しを行います。
- ④ICTを活用し、住民票や戸籍などの手続きの簡素化等を図るなど、効率的な行政運営に努めます。

施策の展開 健全な財政運営の推進

(2)

担当課 企画財政課、全課

- ①総合計画の実施計画に基づき、予算の計画的かつ厳正な執行を図ります。
- ②公共施設の新設・維持・管理など長期的な視点での検討が必要な財政問題の調査・研究を行います。
- ③健全な財政運営に向けて、自主財源の確保をはじめ、事務経費の削減、適正な職員配置と事務事業の効率化などの取り組みを推進します。

施策の展開 広域行政の推進

(3)

担当課 企画財政課、住民環境課、総務課

- ①ごみ処理や消防など多様な広域行政の連携を推進するとともに、共通する地域課題の広域的な取り組みに努めます。
- ②市町村間の連携だけでは対応が難しい課題については、国や県等との広域連携を行うなど、課題解決に努めます。

施策の展開 職員の人材育成

(4)

担当課 総務課、全課

- ①「南風原町職員人材育成基本方針」に基づいた人材育成を推進するとともに、様々な地域課題について政策づくりを担う人材育成に努めます。

5年後（平成33年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
行政サービスに満足している人の割合	33%	41%
各種証明書コンビニエンスストア利用率	10%	20%

参考資料編

1. 第五次南風原町総合計画策定方針	77
2. 第五次南風原町総合計画策定の経緯	81
3. 第五次南風原町総合計画の推進方法	96
4. データ等でみた南風原町	98

1. 総合計画策定の体制と経緯

(平成 27 年 7 月 29 日 町長決裁)

■計画策定の趣旨

本町では、平成 19 年度からの 10 年間を計画期間とする「南風原町第四次総合計画」に掲げた 3 つの基本理念「平和」、「自立」、「共生」と、まちづくりの将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」のもと、その実現に向けてまちづくりを進めてきた。

それから 8 年が経過し、我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化が見られ、本町においても、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040 年度に向けて、人口は増加傾向にあるものの、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少していくと予想されている。また、国民健康保険財政における赤字問題や自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなど、少子高齢化の問題を含めて、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応する必要がある。

第五次の総合計画においては、「地方創生」や「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」などを視野に入れながら、産業振興、子育て支援、少子高齢化対策などの地域課題を総合的に捉え、本町の新たな行財政運営の指針となるような計画づくりが求められている。

そのため、本町の地域特性や資源を最大限に生かすとともに、町民と行政が協働・連携し各種の課題を解決するための方策を探りながら、目指す将来像とその実現のための施策をまとめ、まちづくりの指針となる新しい総合計画を策定する。

■基本的事項

(1) 計画の位置づけ

地方自治法による基本構想の策定義務が廃止されたが、本町においては、平成 26 年に制定した「まちづくり基本条例」に基づき、総合的かつ計画的に町政を運営するため、最上位の計画として総合計画を策定する。

(2) 構成・期間

第五次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」を持って構成する。

①「基本構想」10 年間（平成 29 年度～平成 38 年度）

本町がめざすべき将来像を方向付けるとともに、まちづくりの基本的な理念や方向などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンを定める。

②「基本計画」前期 5 年間（平成 29 年度～平成 33 年度）

後期 5 年間（平成 34 年度～平成 38 年度）

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、町民、事業者、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に組み立てたものである。

③「実施計画」3 年間（1 年ごとのローリング方式で 3 年間の計画として策定する。）

基本計画で定められた施策の大綱を具体化し、補足するもので、施策や事業の実施を担保し、財政計画とも連動させながら毎年度の予算編成の指針を示したものである。

■策定の基本方針

第五次南風原町総合計画は、まちづくり基本条例の基本理念・基本原則を踏まえた実効性のある計画とするとともに、地方創生の取り組みを連動させ、本町の魅力を活かしたまちづくりを進めていくために、次のことに留意して策定する。

（１）行政運営の基本となる最上位計画

本町のまちづくりを進める上での最上位の指針になるとともに、中長期的なビジョンとして戦略的な視点をもって推進していく。

（２）町民参画でつくる総合計画

町まちづくり基本条例の基本原則「情報の共有」、「町民参画」、「協働」に基づき、町民アンケート調査や住民会議の開催等、広く町民の意見を計画に反映させることとする。

（３）創造性のある計画づくり

基本構想は、町民の思いに基づいたまちづくりの未来像であり、町民が将来にわたって住み続けたいと願う、夢と希望にあふれた創造性豊かな計画を策定する。

（４）選択と集中による効果的な事業の展開

行政経営の視点から、財政収支の見通しを踏まえて選択と集中による効果的・効率的な事業の展開を図る。

（５）広域的な関連諸計画との関係

本町に関わる広域的な諸計画との関係も考慮して策定する。

（６）地域特性の反映

本町の持つ自然的諸条件、歴史的条件および社会的条件等を十分配慮し、その特性を生かした自主性のある計画とする。

（７）職員の参画

町職員の主体的な参画により、全庁的な体制で計画策定に取り組むとともに業務における総合計画の積極的な活用及び職員意識・資質の向上を目指すものとする。

（８）成果指標の設定

成果指標の設定により、町民と行政がともに目指す将来像の共有化を図るとともに、施策の達成度を測ることとする。

■計画策定の体制

（１）総合計画審議会

町長の諮問機関として、知識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想・基本計画案について調査・審議を行う。

（２）住民会議

公募による町民及び町職員で構成し、総合計画に係る基本構想策定に関して、町民の視点による課題や将来像、解決方法等の検討を行い、意見を取りまとめて町長に提案する。

（３）庁内体制

総合計画の策定にあたっては、全庁的な体制のもとに実施する。

①策定委員会

委員長に副町長、副委員長に教育長、委員に部長及び課長職のもので組織し、基本構想及び基本計画案等を審議・決定する最終決定機関とする。

②特別委員会

副町長、教育長、総務部長、民生部長、経済建設部長、教育部長、議会事務局長及び企画財政課長で組織し、委員会の運営を円滑にするための調整機関として設置する。

③策定部会

策定委員会の部会組織であり、特定の事項について調査するため、必要に応じて設置する。策定にあたり住民会議との連携を図り、作業を円滑に推進するため、職員（ワーキングチーム）２０人程度の選考を行う。

④ワーキングチーム

策定部会の補助機関として各策定部会ごとに設置し、各種データ、資料等の収集及び整理を行い、現況と課題を取りまとめ、施策の策定と目標値を設定し、住民会議と連携を図りながら基本計画のたたき台を作成する。

■策定の手法

総合計画の策定において幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、以下のような手法により、広く町民の意見を聴取し、計画への町民参画及び職員参画に努める。

（１）町民アンケート調査

町民アンケート調査から得られた結果は、今後の施策を検討する際の基礎資料として活用する他、町民と行政の協働により共通して目指していくべき「成果指標」として設定できるか検討する。

（２）パブリックコメント

町民に対し、第五次南風原町総合計画（案）の公表を行うことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施する。

（３）統計的現状把握

本町の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計および国、県の上位計画や福祉計画等の個別計画により、現状を把握し、課題等の抽出を行う。

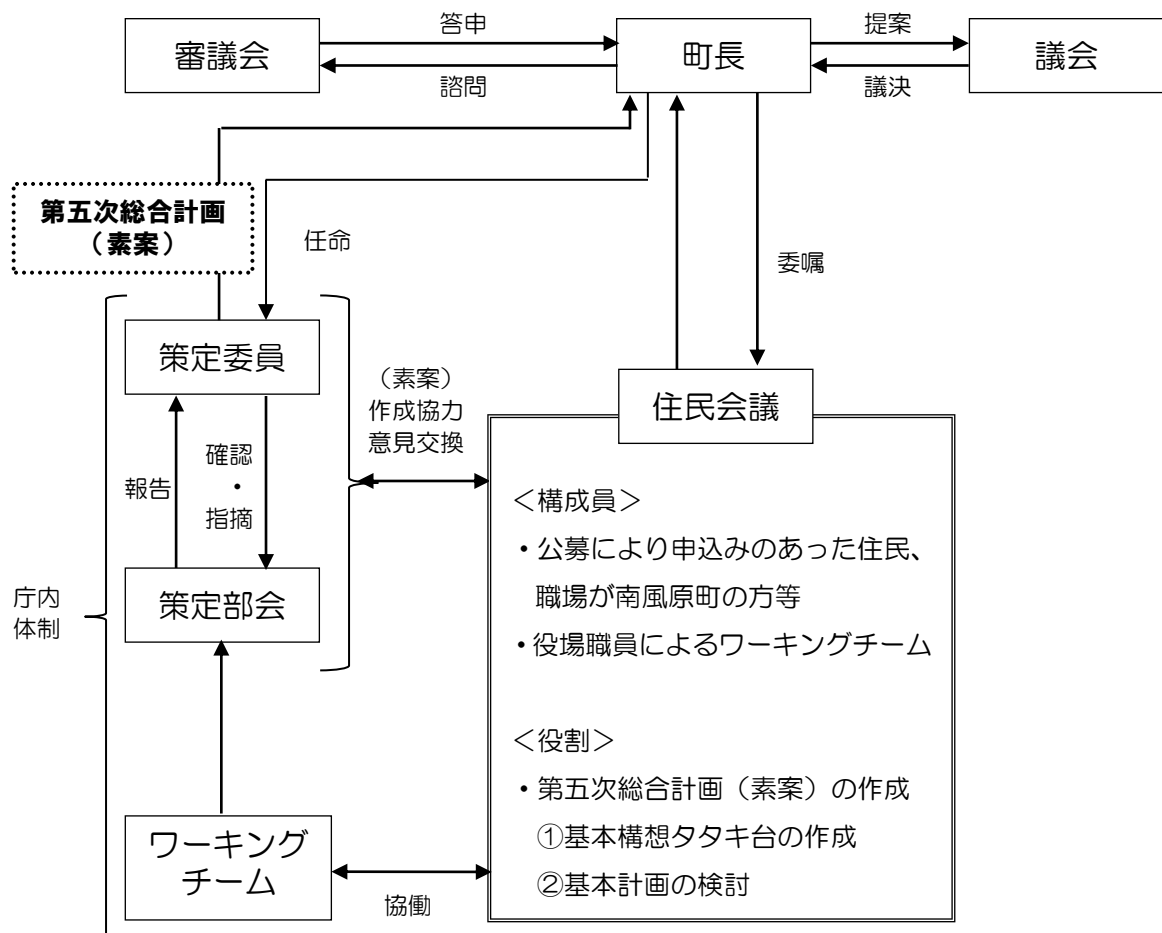
(4) 第四次南風原町総合計画の評価・検証

第四次南風原町総合計画における政策・施策において、庁内の担当課での評価・検証を行い、第五次南風原町総合計画策定に係る課題抽出や今後の基本方針の検討を行う。

(5) その他

策定過程において、ホームページや広報誌等で経過を公開し、町民等に意見を求める機会をつくる。

■第五次総合計画基本構想・基本計画（前期）策定体制



2. 第五次南風原町総合計画策定の経緯

(1) 会議・審議会等の開催概要

①住民会議・庁内会議開催概要

★住民会議：平成27年度 公募委員25人、職員（ワーキングチーム）23人
平成28年度 公募委員25人、職員（ワーキングチーム）25人

○庁内会議

策定委員会：基本構想、基本計画案等を審議する最終決定機関。町長以外の全管理職で構成

特別委員会：庁内会議の運営を円滑にするための調整機関。副町長、教育長、部局長、企画財政課長で構成

策定部会：策定委員会の部会組織。部長、課長で構成

ワーキングチーム：策定部会の補助機関。職員で構成

土地利用構想関係課検討会議：土地利用構想（案）について検討する会議。関係する職員で構成

年 月 日	会 議 等	内 容
平成27年 8月11日	○第1回 南風原町総合計画策定委員会	- 事業内容及びスケジュールについて - 策定部会の設置について - 策定部会長及び策定副部会長の互選 - ワーキングチームの構成員の指名について
8月31日	○第1回 南風原町総合計画ワーキングチーム	- 第五次総合計画の策定について - ワーキングチームの役割について
9月2日	★第1回 南風原町まちづくり住民会議	- 第四次総合計画の説明 - まちづくり基本条例の説明 - 住民会議の役割、今後のスケジュールの説明
9月11日～ 9月18日	* 第五次南風原町総合計画策定に係る住民アンケート（小学生・中学生）	
9月14日～ 10月2日	* 第五次南風原町総合計画策定に係る住民アンケート（一般：20歳以上）	
10月3日	★第2回 南風原町まちづくり住民会議	タウンウォッチング（4大プロジェクト中心）
10月14日	★第3回 南風原町まちづくり住民会議	- タウンウォッチングの報告 - 南風原町の現状
10月28日	★第4回 南風原町まちづくり住民会議	- 前回会議の振り返り - 住民アンケート結果報告 - 第四次総合計画の進捗状況と問題点、課題の抽出
11月19日	★第5回 南風原町まちづくり住民会議	まちづくり講演会 演題：総合計画、見直しのポイント 講師：（有）あしコミュニティ研究所 代表 浦野 氏
11月25日	★第6回 南風原町まちづくり住民会議	- 基本理念、将来像について - まちづくり目標別キーワードの検討 - 部会別の議論の進め方 - 部会別グループ分け、部会長・副部会長の選任
12月8日、 12月9日	★第7回 南風原町まちづくり住民会議 （部会別）	まちづくり目標別検討（良い点、悪い点、解決策の検討）
12月21日、 12月22日	★第8回 南風原町まちづくり住民会議 （部会別）	- 前回会議の振り返り - 目標を達成する柱別の検討（意見出し）
平成28年 2月3日、 2月4日	★第9回 南風原町まちづくり住民会議 （部会別）	基本構想タタキ台（案）の検討

年 月 日	会 議 等	内 容
平成28年 2月24日	★第10回 南風原町まちづくり住民会議	- 基本構想タタキ台（案）の検討 - 前回会議での修正指摘事項の確認
3月16日	★第11回 南風原町まちづくり住民会議	- 基本構想タタキ台（案）の検討 - 前回会議での修正指摘事項の確認
3月22日	○第1回 土地利用構想関係課検討会議	土地利用の現状等について
3月23日	*南風原町まちづくり町民参画講演会	演題：汝の経つ処を深く掘れ、那覇市繁多川 公民館事例から 講師：特定非営利活動法人 1万人井戸端会議 代表理事 南 氏
3月24日	★第12回 南風原町まちづくり住民会議	- 基本構想タタキ台（案）の検討 - 前回会議での修正指摘事項の確認 - 平成27年度住民会議として最終確認
4月26日	○第2回 南風原町総合計画策定委員会	- 第五次総合計画基本構想タタキ台について - 平成28年度スケジュール（案）について
5月30日	○第2回 南風原町総合計画ワーキングチーム	- 基本計画検討資料について - 今後のスケジュールについて
6月8日	★第1回 南風原町まちづくり住民会議	- 前年度の取り組みの確認 - 今年度の住民会議の役割とスケジュール概要の確認
6月21日	★第2回 南風原町まちづくり住民会議	基本計画の施策の骨格の検討（前年度の住民会議及びアンケート、ハイサイよーさん、実施計画等より）
6月22日	○第3回 南風原町総合計画ワーキングチーム	基本計画検討資料の整理の考え方について
6月28日	○第4回 南風原町総合計画ワーキングチーム	- 基本計画（案）について - 現状、課題及び施策の検討など
7月5日	○第2回 土地利用構想関係課検討会議	土地利用構想における地区区分の検討事項について
7月11日、 7月12日	★第3回 南風原町まちづくり住民会議（部会別）	基本計画案（現状・課題、施策の展開）について部会別で検討
7月14日	○第5回 南風原町総合計画ワーキングチーム	- 基本計画（案）について - 住民会議からの意見の確認等
7月19日	○第3回 南風原町総合計画策定委員会	第五次総合計画基本計画（素案）について
7月19日、 7月21日	★第4回 南風原町まちづくり住民会議（部会別）	基本計画案施策の展開内容や職員からの案の確認、目標値の項目について、部会別で検討
7月27日	○第3回 土地利用構想関係課検討会議	南風原町土地利用構想（案）について
8月22日	○第4回 土地利用構想関係課検討会議	南風原町土地利用構想（案）について
9月1日、 9月2日	★第5回 南風原町まちづくり住民会議（部会別）	前回の住民会議の意見を踏まえた、基本計画修正案について部会別で確認
9月8日	○第5回 土地利用構想関係課検討会議	南風原町土地利用構想（案）について
9月12日	○第1回 南風原町総合計画策定部会（WT合同）	- 第五次総合計画基本計画編検討資料の修正内容等について - 現状、課題及び施策の内容の検討など

年月日	会 議 等	内 容
9月27日	○第2回 南風原町総合計画策定部会 (WT合同)	・第五次総合計画基本構想、基本計画（素案）の修正内容等について ・重点事業及び5年後の目標値の検討 ・土地利用構想について
9月29日	★第6回 南風原町まちづくり住民会議	・部会別で議論してきた基本計画案について確認 ・基本計画を作成する上で修正した基本構想の内容確認
10月4日	★第7回 南風原町まちづくり住民会議	・第五次南風原町総合計画素案（基本構想、基本計画）の最終確認
10月13日	○第3回 南風原町総合計画策定部会	・第五次総合計画基本構想、基本計画（素案）の修正内容等について ・重点事業及び5年後の目標値の検討 ・土地利用構想について
10月19日	○第4回 南風原町総合計画策定部会	・第五次総合計画基本構想、基本計画（素案）修正内容等について ・取りまとめ
10月24日	★第五次南風原町総合計画（素案）を町長に提出	
10月26日	○第4回 南風原町総合計画策定委員会	・第五次総合計画基本構想、基本計画（素案）について
11月1日～ 11月22日	*第五次南風原町総合計画（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施	
11月28日	○南風原町総合計画策定委員会特別委員会	・南風原町総合計画審議会意見への対応について

②総合計画等審議会開催概要

総合計画審議会：町長の諮問機関。総合計画の基本構想、基本計画案について調査・審議を行う。
知識経験者、各種団体等の代表者により構成 15人

年月日	会 議 等	内 容
平成28年 11月2日	第1回 総合計画等審議会	・委員委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・第五次南風原町総合計画について（諮問）
11月8日	第2回 総合計画等審議会	・第五次総合計画（素案）の基本計画について（まちづくり目標1,6,行財政計画）
11月16日	第3回 総合計画等審議会	・第五次総合計画（素案）の基本計画について（まちづくり目標2,3）
11月21日	第4回 総合計画等審議会	・第五次総合計画（素案）の基本計画について（まちづくり目標4,5）
11月24日	第5回 総合計画等審議会	・第五次総合計画（素案）の基本計画について（まちづくり目標5の2節、3節） ・答申に向けた第五次総合計画（素案）のまとめ
11月30日	第6回 総合計画等審議会	・答申に向けた第五次総合計画（素案）のまとめ
12月5日	第五次南風原町総合計画について（答申）	

③議会での議論開催概要

平成28年10月7日 第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置

平成28年12月16日 第五次南風原町総合計画基本構想、基本計画を上程

- ・提案理由の説明、質疑を行った後、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会に付託される。

年月日	会 議 等	内 容
平成28年 10月24日	第1回 調査特別委員会	・委員長及び副委員長の選任
11月21日	第2回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画基本構想、基本計画（素案）の説明。
12月21日	第3回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画基本構想、基本計画（行財政計画）に係る説明、質疑応答。関連部課長が出席
平成29年 1月18日	第4回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画基本計画（まちづくり目標 1、6）に係る説明、質疑応答。関連部課長が出席
1月26日	第5回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画基本計画（まちづくり目標 2、3）に係る説明、質疑応答。関連部課長が出席
2月3日	第6回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画基本計画（まちづくり目標 4、5）に係る説明、質疑応答。関連部課長が出席
2月15日	第7回 調査特別委員会	・第五次南風原町総合計画の最終確認、質疑応答。全部長が出席

平成29年3月2日 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の策定について修正可決

(2) 南風原町総合計画等審議会 名簿

	氏名	3条要件	住所など	選 定 理 由
1	新垣 吉紀	町の職員	総務部長	南風原町総合計画策定委員(町総務部長)として、今次計画策定の中心 的な立場。
2	上原 弘子	知識経験者	南風原町字宮平	元教員として、町の教育分野への幅広い見識を持ち、教育分野で広 角的に町行政への提言のできる方。
3	大城 恵美	知識経験者	南風原町字兼城	南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関わった。また、女 性経営者としての経験を活かし、広角的な提言のできる方。
4	大城 徳次郎	各種団体の役 職員	町社会福祉協議会 会長	元町職(副町長)としての知識・経験もあり、現在は町社会福祉協議 会会長として、その実績から幅広い提言のできる方。
5	神里 博武	知識経験者	南風原町字山川	町の福祉関連計画に関わっており、これまでの経験から、町の福祉 行政・地域福祉・ボランティアなどについて広角的な提言のできる方。
6	神里 良光	各種団体の役 職員	町農業委員会 会長	元町職員、元町議会議員として、また現職として、町の農政に深く関 わっており、広角的に町行政への提言のできる方。
7	神山 光永	知識経験者	南風原町字新川	南風原町まちづくり基本条例の策定に関わり、元県庁職員としての知 識・経験もあり、広角的に町行政への提言のできる方。
8	金城 宏孝	各種団体の役 職員	町商工会会長	町の商工業振興について、商工業者を束ねる要職についており、商 工業振興策について広角的に提言のできる方。
9	金城 美津子	各種団体の役 職員	町女性連合会会長	町女性連合会の会長として組織運営の要職を担っており、行政と地 域のつながりに関して、実践の中から幅広く提言のできる方。
10	島袋 隆志	知識経験者	沖縄大学 法経学部 准教授	町の行財政運営について理解が深く、地方創生総合戦略審議会の 委員も経験。これからの自治体のあり方について広角的な提言ので きる方。
11	城間 敏夫	知識経験者	南風原町字津嘉山	都市計画に関する専門的知識を有し、ハード、ソフトの両面からまち づくりを捉え、都市計画行政に対して広角的に提言のできる方。
12	桃原 一彦	知識経験者	沖縄国際大学 総合文化学部 准教授	町の男女共同参画計画推進会議の副会長として、その実績から町の 行政運営を含めた広角的な提言のできる方。
13	野原 八重子	各種団体の役 職員	琉球耕事業協同組 合理事長	琉球耕事業協同組合理事長に就任して以来、組合の組織強化に向 けてさまざまな取り組みを展開。その中から幅広い提言のできる方。
14	花城 清和	各種団体の役 職員	区長会会長	元町議会議員(副議長)としての知識・経験もあり、現在は区長として 地域自治活動を実践されている。その実績から幅広い提言のできる 方。
15	松堂 厚雄	各種団体の役 職員	町老人クラブ会長	元県庁職員としての知識・経験もあり、現在は老人クラブ会長として 組織運営の要職を担っており、行政と地域のつながりに関して、実践 の中から幅広く提言のできる方。

※ 五十音順。

(3) 第五次南風原町総合計画について（諮問）

南企第 916 号
平成28年11月2日

南風原町総合計画等審議会会長 殿

南風原町長 城 間 俊 安

第五次南風原町総合計画について（諮問）

南風原町総合計画等審議会条例（平成3年条例第26号）第2条の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

記

答申希望日／平成28年12月5日

（説明）

本町は、平成18年度に町民と行政職員の協働のもと、第四次南風原町総合計画を策定し、基本構想で示す将来像の実現に向けた基本計画に基づき、各種施策・事業に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化や長期的な人口維持に向けた計画の策定、異常気象等による災害への対応、ライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化の問題など、取り組む課題も複雑になり、地域の実情に応じたまちづくりを進めることが必要とされています。

本町の魅力ある地域資源を最大限に活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくために、審議会の委員の皆様方に慎重な審議をお願いいたします。

(4) 第五次南風原町総合計画について（答申）

平成28年12月5日

南風原町長 城間俊安 殿

南風原町総合計画等審議会
会長 神里博武

第五次南風原町総合計画について（答申）

平成28年11月2日、南企第916号で諮問のありました第五次南風原町総合計画について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得たのでここに答申します。

なお、本総合計画の策定及び推進にあたっては、将来像「ともにつくる黄金^{こがね}南風^{はえ}の平和郷^{さと}」の実現に向けて、別紙の意見書に盛られた事項に十分配慮し、適切なる措置を講じられることを要望します。

意 見 書

第五次総合計画の策定においては、第四次総合計画の流れを継承し、町民と行政の協働によるまちづくりを更に推進させることが示されています。

前計画期間において、「南風原町まちづくり基本条例」が制定され、町民・議会・行政による協働のまちづくりに向けた基本的な考え方がまとめられました。今後は、その具現化を図るために、町民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくりが求められています。

第四次総合計画の認知度が1割程度に留まっていることは、町民との協働によるまちづくりを進めるうえで大きな課題になっており、あらゆる機会を通して広く周知徹底していくことが必要です。

公的サービスに対するニーズの多様化、少子高齢化への対応、大規模災害に備えた防災体制の強化等、行政だけでできることには限界があり、町民とともにまちづくりに取り組む必要性がますます高まっています。

審議の過程において各委員から出された提言・意見等を十分踏まえ、基本構想の実現のため、町民との協働を推進し、積極的かつ効果的な施策の展開を図られるよう要望します。

1. 町民との協働のまちづくりを推進するため、本計画、施策を広く町民へ知ってもらうための効果的な周知の徹底に努めること。
2. 本計画を実効性のある計画にしていくために、職員は、本計画の内容に掲げられた各施策の熟知に努め、迅速かつ効果的な事業の実施を全庁的に取り組むこと。
3. 本計画の進捗状況について、町民参画のもと効果検証を行い、それを踏まえ5年後の基本計画の見直しの際には、適確に反映を行うこと。

(5) 庁内委員会 名簿

■南風原町総合計画策定委員会

区分	氏名	職名	備考
委員長	国吉 真章	副町長	
副委員長	赤嶺 正之	教育長	
委員	新垣 吉紀	総務部長	
	知念 功	民生部長	
	真境名 元彦	経済建設長	平成27年8月～平成28年3月
	金城 敬宝		平成28年4月～平成29年3月
	新垣 好彦	教育部長	平成27年8月～平成28年3月
	宮平 暢		平成28年4月～平成29年3月
	仲村 一夫	議会事務局長	
	比嘉 勝治	総務部 総務課長	平成27年8月～平成28年3月
	儀間 博嗣		平成28年4月～平成29年3月
	島袋 健	総務部 企画財政課長	
	宮城 広子	総務部 税務課長	
	与那嶺 秀勝	総務部 住民環境課長	
	金城 直子	総務部 会計課長	
	前城 充	民生部 こども課長	
	大城 美恵子	民生部 保健福祉課長	
	野原 学	民生部 国保年金課長	平成27年8月～平成28年3月
	町田 美貴		平成28年4月～平成29年3月
	金城 敬宝	経済建設部 まちづくり振興課長	平成27年8月～平成28年3月
	金城 政光		平成28年4月～平成29年3月
	仲里 淳	経済建設部 都市整備課長	
	神里 操也	経済建設部 区画下水道課長	
	金城 郡浩	経済建設部 産業振興課長	
	稲福 正	経済建設部 まちづくり振興課建築主幹	平成28年4月～平成29年3月
	宮平 暢	教育部 教育総務課長	平成27年8月～平成28年3月
	野原 学		平成28年4月～平成29年3月
	稲福 正	教育部 学校教育課長	平成27年8月～平成28年3月
	比嘉 勝治		平成28年4月～平成29年3月
	神里 智	教育部 生涯学習文化課長	

■南風原町総合計画策定委員会 特別委員会

区分	氏名	職名	備考
委員長	国吉 真章	副町長	
副委員長	赤嶺 正之	教育長	
委員	新垣 吉紀	総務部長	
	知念 功	民生部長	
	真境名 元彦	経済建設長	平成27年8月～平成28年3月
	金城 敬宝		平成28年4月～平成29年3月
	新垣 好彦	教育部長	平成27年8月～平成28年3月
	宮平 暢		平成28年4月～平成29年3月
	仲村 一夫	議会事務局長	
	島袋 健	総務部 企画財政課長	

■南風原町総合計画策定委員会 策定部会

部会名	氏名	職名	備考
総務部会	新垣 吉紀(策定部会長)	総務部長	
	仲村 一夫(策定副部会長)	議会事務局長	
	比嘉 勝治	総務部 総務課長	平成27年8月 ～平成28年3月
	儀間 博嗣		平成28年4月 ～平成29年3月
	島袋 健	総務部 企画財政課長	
	宮城 広子	総務部 税務課長	
	与那嶺 秀勝	総務部 住民環境課長	
	金城 直子	総務部 会計課長	
民生部会	知念 功(策定部会長)	民生部長	
	前城 充(策定副部会長)	民生部 こども課長	
	大城 美恵子	民生部 保健福祉課長	
	野原 学	民生部 国保年金課長	平成27年8月 ～平成28年3月
	町田 美貴		平成28年4月 ～平成29年3月
経済建設部会	真境名 元彦(策定部会長)	経済建設長	平成27年8月 ～平成28年3月
	金城 敬宝(策定部会長)		平成28年4月 ～平成29年3月
	金城 敬宝(策定副部会長)	経済建設部 まちづくり振興課長	平成27年8月 ～平成28年3月
	金城 政光(策定副部会長)		平成28年4月 ～平成29年3月
	仲里 淳	経済建設部 都市整備課長	
	神里 操也	経済建設部 区画下水道課長	
	金城 郡浩	経済建設部 産業振興課長	
	稲福 正	経済建設部 まちづくり振興課建築主幹	平成28年4月 ～平成29年3月
教育部会	新垣 好彦(策定部会長)	教育部長	平成27年8月 ～平成28年3月
	宮平 暢(策定部会長)		平成28年4月 ～平成29年3月
	宮平 暢(策定副部会長)	教育部 教育総務課長	平成27年8月 ～平成28年3月
	野原 学(策定副部会長)		平成28年4月 ～平成29年3月
	稲福 正	教育部 学校教育課長	平成27年8月 ～平成28年3月
	比嘉 勝治		平成28年4月 ～平成29年3月
	神里 智	教育部 生涯学習文化課長	

■南風原町総合計画策定委員会 ワーキングチーム

※南風原町まちづくり住民会議名簿に掲載

(6) 南風原町まちづくり住民会議 名簿

■平成27年度 南風原町まちづくり住民会議

○公募委員:25人、職員(ワーキングチーム):23人

部会名	公募委員		職員(ワーキングチーム)	
総務部会 【12名】	大城 聡	町内在住 (部会長)	高良 星一郎	議会事務局 (副部会長)
	大城 勝也	町内在住	平良 利也	総務課
	竹 富久	町内在住	金城 周	住民環境課
	根路銘 安史	町内在住	金城 陽介	税務課
	稲福 泰一	町内在住	島袋 健	企画財政課
	伊佐 真章	町内在住		
	真栄田 義武	町内在住		
民生部会 【15名】	墓目 崇	町内在住 (部会長)	保良 浩一郎	国保年金課 (副部会長)
	安部 良嗣	町内在勤	比嘉 時子	こども課
	仲地 博巳	町内在住	上間 辰徳	〃
	田場 敦	町内在住	瀬底 久乃	〃
	親川 常美	町内在住	真謝 雅代	保健福祉課
	桃原 徹貞	町内在勤	國吉 美水	〃
			與儀 匠	〃
			町田 美貴	国保年金課
			屋宜 泰利	企画財政課
経済建設部会 【10名】	高橋 庸正	町内在勤 (部会長)	金城 政光	区画下水道課 (副部会長)
	戸恒 慎司	町内在住 (住民会議会長)	山城 実	まちづくり振興課
	島袋 康史	町内在住	宮城 良武	都市整備課
	大城 翔太	町内在住	仲村 博樹	産業振興課
	仲村 佳苗	町内在住	仲村 兼一	企画財政課
教育部会 【11名】	松田 佳奈恵	町内在住 (部会長)	砂川 敦	企画財政課 (副部会長)
	山本 隆	町内在住	平田 かおり	教育総務課
	神谷 利枝	町内在住	宮良 泰子	学校教育課
	平良 智子	町内在住	金城 昭彦	生涯学習文化課
	赤嶺 一郎	町内在住		
	宮城 光秀	町内在勤		
	玉城 亜希則	町内在住 (住民会議副会長)		

■平成 28 年度 南風原町まちづくり住民会議

○公募委員:25人、職員(ワーキングチーム):25人

部会名	公募委員		職員(ワーキングチーム)	
総務部会 【13名】	根路銘 安史	町内在住 (副部会長)	高良 星一郎	議会事務局 (部会長)
	竹 富久	町内在住	平良 利也	総務課
	稲福 泰一	町内在住	金城 敦	住民環境課
	伊佐 真章	町内在住	金城 陽介	税務課
	大城 聡	町内在住	赤嶺 薫	会計課
	濱里 正史	町内在勤	島袋 健	企画財政課
	赤嶺 マキ	町内在住		
民生部会 【14名】	安部 良嗣	町内在勤 (部会長)	屋宜 泰利	企画財政課 (副部会長)
	臺目 崇	町内在住 (住民会議副会長)	比嘉 時子	こども課
	仲地 博巳	町内在住	上間 辰徳	〃
	田場 敦	町内在住	瀬底 久乃	〃
	桃原 徹貞	町内在勤	真謝 雅代	保健福祉課
	新垣 塩	町内在住	國吉 美水	〃
			與儀 匠	〃
経済建設部会 【12名】			保良 浩一郎	国保年金課
	下地 義人	町内在住 (部会長)	宮城 良武	都市整備課 (副部会長)
	高橋 庸正	町内在住	野原 義幸	まちづくり振興課
	戸恒 慎司	町内在住 (住民会議会長)	金城 昭彦	〃
	島袋 康史	町内在住	金城 克彦	区画下水道課
	大城 翔太	町内在住	仲村 博樹	産業振興課
			金城 周	〃
教育部会 【11名】			仲村 兼一	企画財政課
	松田 佳奈恵	町内在住 (部会長)	砂川 敦	企画財政課 (副部会長)
	山本 隆	町内在住	平田 かおり	教育総務課
	神谷 利枝	町内在住	宮良 泰子	学校教育課
	平良 智子	町内在住	比嘉 純子	生涯学習文化課
	赤嶺 一郎	町内在住		
	宮城 光秀	町内在勤		
	玉城 亜希則	町内在住		

(7) 南風原町まちづくり住民会議設置要綱（逐条解説）

（設置）

第1条 第五次南風原町総合計画の策定にあたり、南風原町まちづくり基本条例（平成25年南風原町条例第28号）の基本理念及び基本原則に基づき、「南風原町まちづくり住民会議」（以下「住民会議」という。）を設置する。

■「基本理念及び基本原則に基づき、まちづくり住民会議を設置する」の意味＝第五次南風原町総合計画を策定するにあたり、町民が主体となり、広く町民の意見を集約し、それを計画に反映させることを基本とします。意見を重ねる中で、対立や矛盾、緊張が起こることも予測されますが、お互いの考えを尊重し、理解しようとする前向きな姿勢で取り組むこととします。

（役割）

第2条 住民会議は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に提案を行う。

- （1） 第五次南風原町総合計画素案の策定に関すること。
- （2） その他必要な事項

■「総合計画素案の策定」の意味＝基本構想及び基本計画の素案を作成することです。

◆基本構想とは・・・「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたもの。 10年計画（平成29年度～38年度）

◆基本計画とは・・・福祉・産業・教育など、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたもの。 前期：5年間（平成29年度～33年度）、後期5年間（平成34年度～38年度）

（組織）

第3条 住民会議は、次に掲げる40人程度の委員を持って組織する。

- （1） 公募した町民のうち町長が委嘱した者（以下「公募委員」という。）
- （2） 町職員20人程度

2 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

■「町民」の意味＝南風原町に住所のある方はもちろんですが、南風原町に働きに来ていて、通学している方などをいいます。

■「公募委員」の意味＝自主的に参加した方（行政によって指名された方ではない）。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画素案を町長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 住民会議に会長1人及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、住民会議を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(部会)

第6条 第3条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に部会を置き、その役割を分担させる。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員は、いずれか1つの部会に属しなければならない。

■構成員は、いずれか1つの部会に必ず所属する義務を規定しています。

(会議時間)

第7条 会議（住民会議の会議及び各部会の会議をいう。）は基本的に2時間程度とする。ただし、会議に諮って、これを延長することができる。

■基本的には2時間程度ですが、タウンウォッチングなどを行うと2時間以上かかるので、そのような場合を想定し、会議に諮って延長も可能としています。

(運営)

第8条 会議は、委員の自主運営を基本とする。

- 2 各部会は、会議の内容をまとめ住民会議で報告する。

■自主運営の意味＝公募による町民が無償でまちづくりの意見交換をする会議体です。基本理念及び基本原則に基づき、会議運営に関しても、構成員同士がお互いの考えを尊重し、前向きな姿勢で進めていくことを基本とします。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開するものとし、会議の結果もホームページなどで積極的に公開する。 ← 積極的な情報共有の姿勢を表しています。

■原則として公開の意味＝情報共有の観点から、住民会議の結果について、ホームページ

等へ掲載することとします。また、定例の会議について、できる限り日時と場所をホームページ等へ掲載し、いつでも、誰でも、会議の傍聴が可能になるよう取り組みます。

（意見聴取等）

第10条 会議は、必要と認めるときは、委員以外の方に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

■委員以外の方＝役場職員や学識経験者、各部会に関連する情報や知識を持っている方。

（提案の尊重）

第11条 町長は、第五次南風原町総合計画素案の提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

■町長の諮問機関に「南風原町総合計画等審議会」があり、さらに総合計画の審議機関として「南風原町総合計画策定委員会」があります。「住民会議」は、それぞれの機関の役割を正しく認識したうえで、基本理念及び基本原則に基づき町民の総意で計画素案を策定し提案を行います。町長は、その町民の総意を尊重するように努めるという意味です。

（庶務）

第12条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会長が住民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 第五次南風原町総合計画の推進方法

(1) 計画の推進方法について

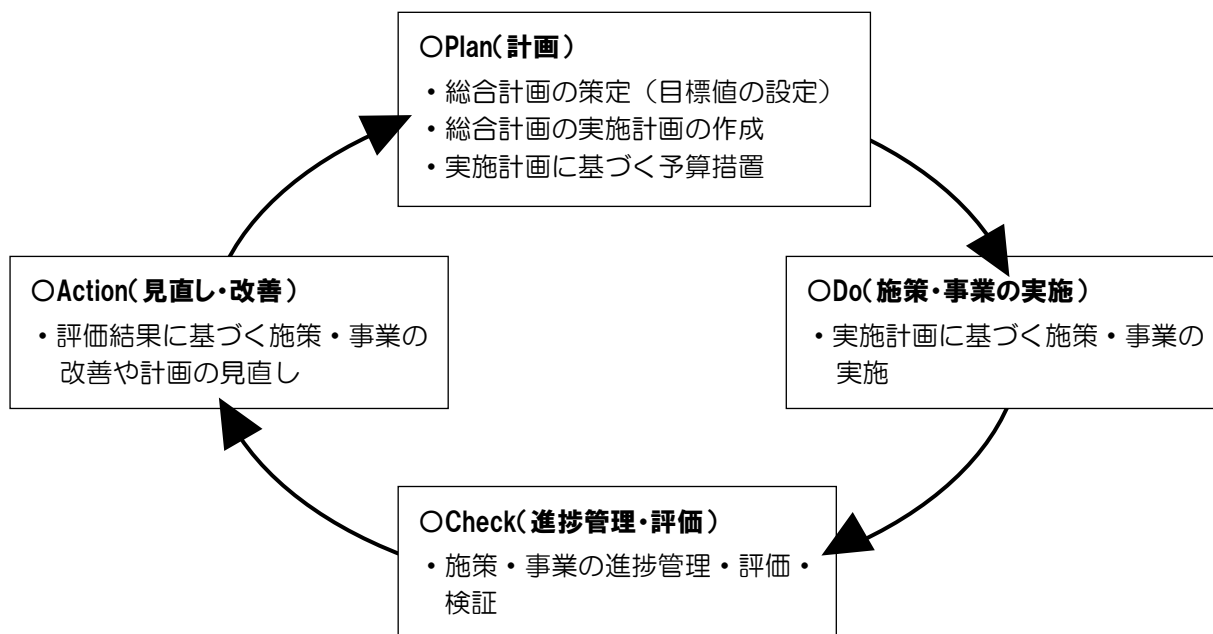
①PDCA サイクルとは

計画の推進方法としては、行政施策等の進捗・管理を行う手法である PDCA サイクルを実施することにより、計画を推進することを基本とします。

PDCA サイクルとは、「Plan（計画）」「Do（施策・事業の実行）」「Check（進捗管理・評価・検証）」「Action（見直し・改善）」を繰り返す行うことで施策や事業の改善、計画の見直しを継続的に取り組む手法です。

第五次総合計画における PDCA サイクルのイメージは、以下の通りです。

■PDCA サイクルのイメージ



②第五次総合計画における PDCA による評価・検証の考え方

- 基本的には、総合計画で位置付けている57の重点事業について評価・検証していきます。
- 重点事業の評価・検証は、総合計画内で位置付けている「5年後の目標値」による検証を基本とします。
- しかし、重点事業の内容が「5年後の目標値」として位置付けられていないもの（数値で表すのが難しいもの）や各年数値が確認できないものについては、定性的な表現で5年間の取り組みスケジュール（取り組みスケジュールの見通し）を記載し、そのスケジュールと実際の取り組み状況の確認をします。
- 総合計画の評価・検証については、各年行う場合と、5年毎の計画の見直しの際に行う2パターンで行うとともに、外部評価の導入について検討します。

（２）推進体制について

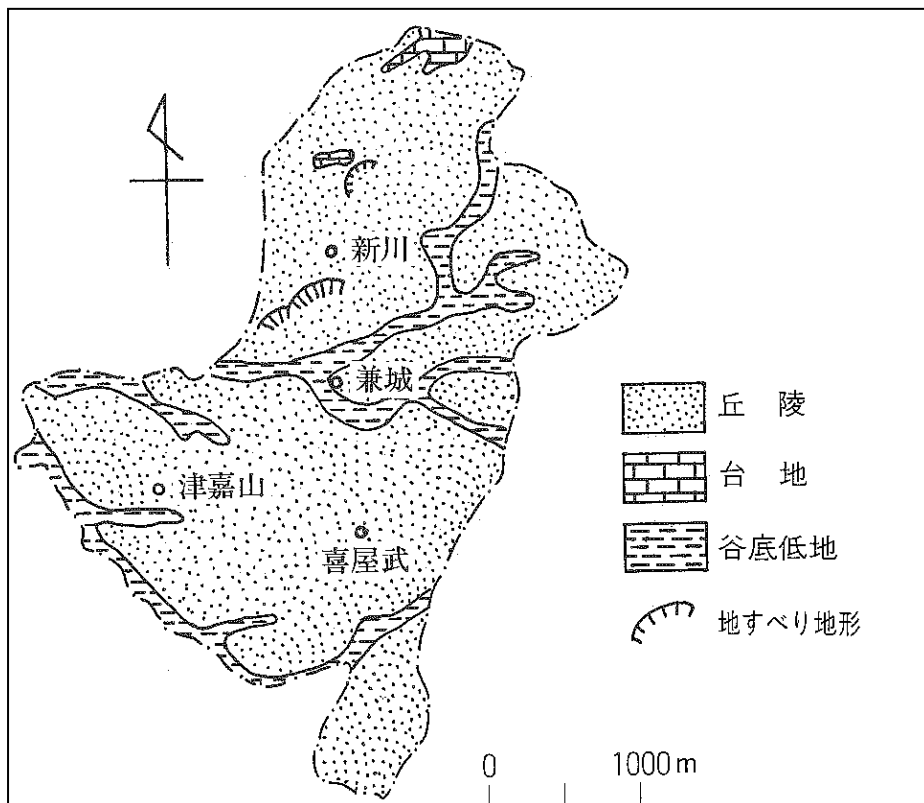
総合計画は、南風原町の将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針であることから、「町民」「行政」「議会」が連携・協力して計画の推進に取り組むことが重要になります。

また、進捗管理・評価においては、既存の委員会等の組織をはじめ、第五次総合計画策定に参画した「住民会議」による外部評価を検討し、「町民」「行政」「議会」「住民会議など」が連携した体制で計画の推進に取り組めます。

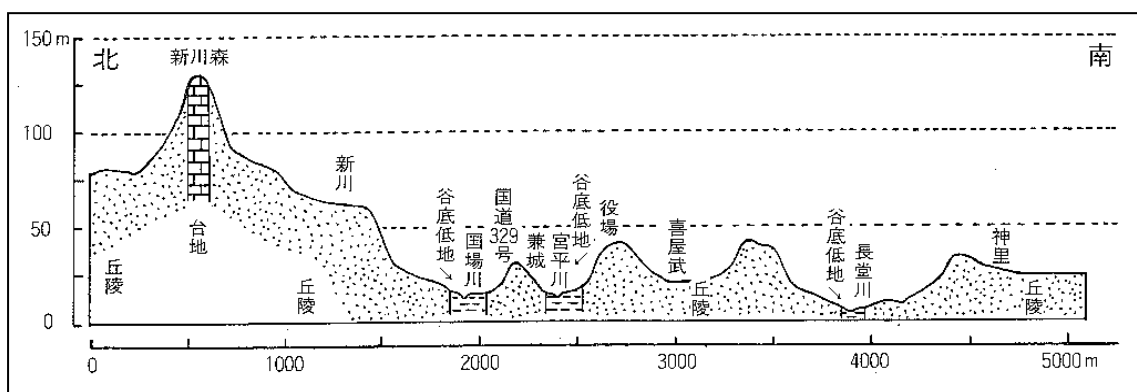
4. データ等でみた南風原町

(1) 地形・土地利用等

■南風原町の地形



■南風原町の南北方向の地形断面



●町のほとんどを占める丘陵

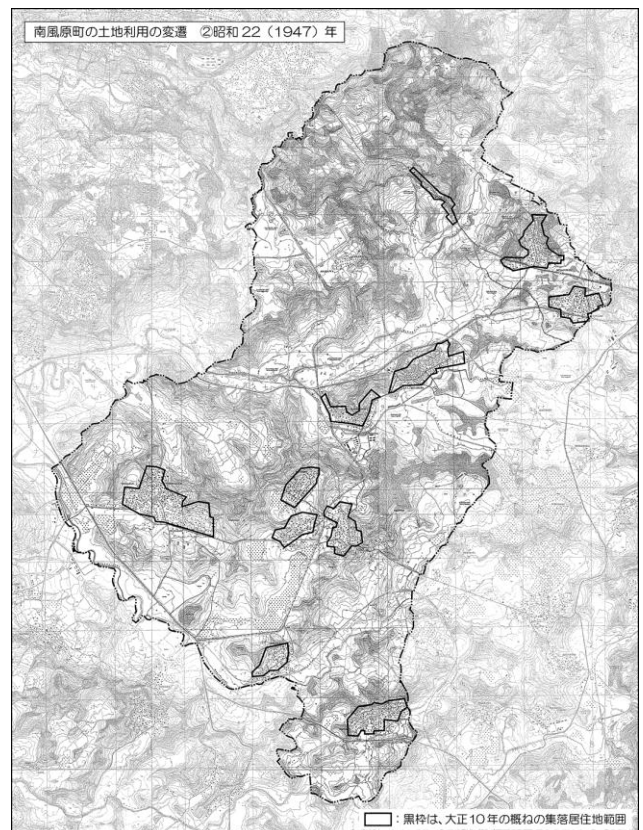
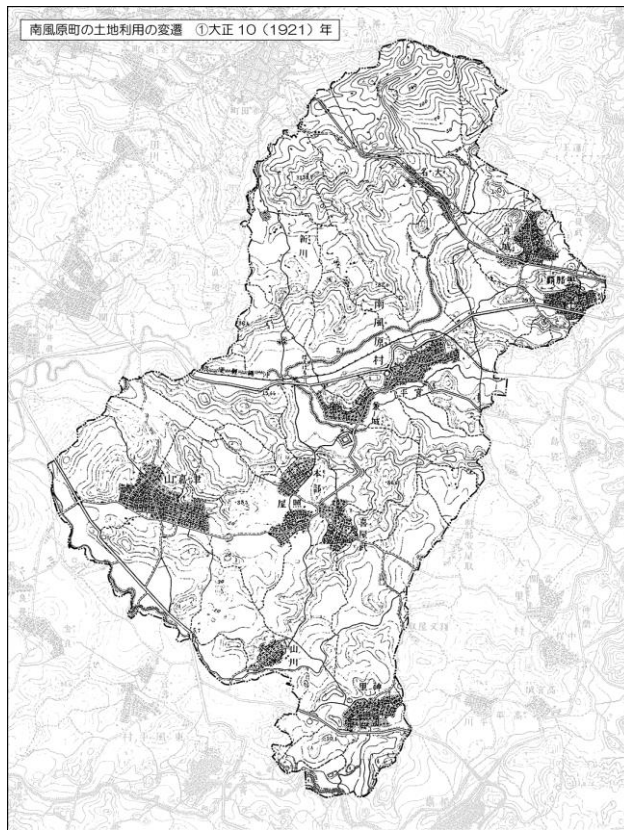
- ・国道 329 号周辺には国場川、安里又川、宮平川、手登根川、長堂川に沿って谷底低地。
- ・国道 329 号から北側には起伏量 100 メートルをこえる丘陵と新川森周辺の標高 130 メートル程に台地がある。
- ・国道 329 号から南側には、起伏量 100 メートル以下の丘陵が広がる。
- ・丘陵が町のほぼ 95 パーセント、低地が 4 パーセント、台地が 1 パーセントであり、町の地形のほとんどは丘陵である。

資料：「南風原町史第二巻自然・地理資料編」

■土地利用の変遷（黒い箇所や口で囲まれている範囲が集落）

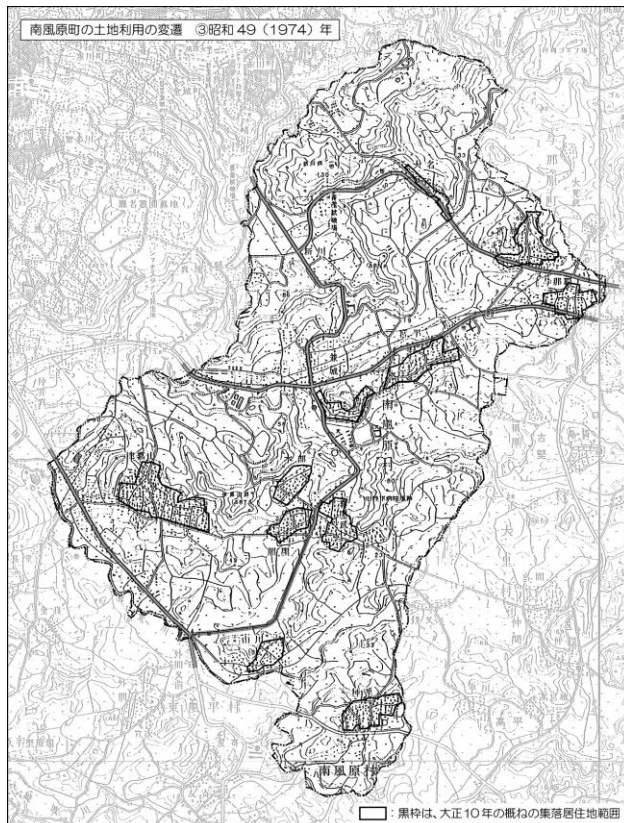
①大正 10 年

②昭和 22 年

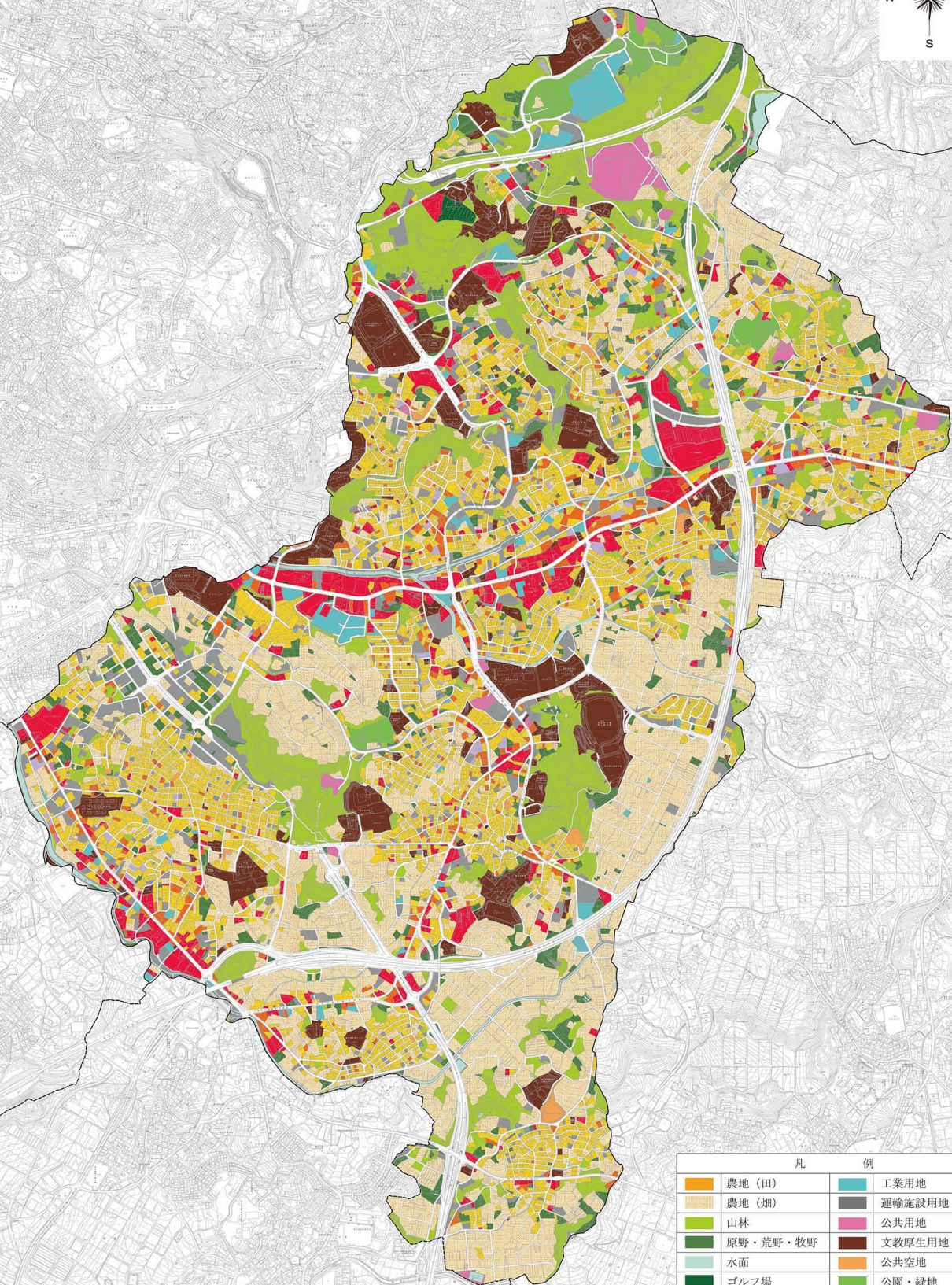


③昭和 49 年

④平成 23 年



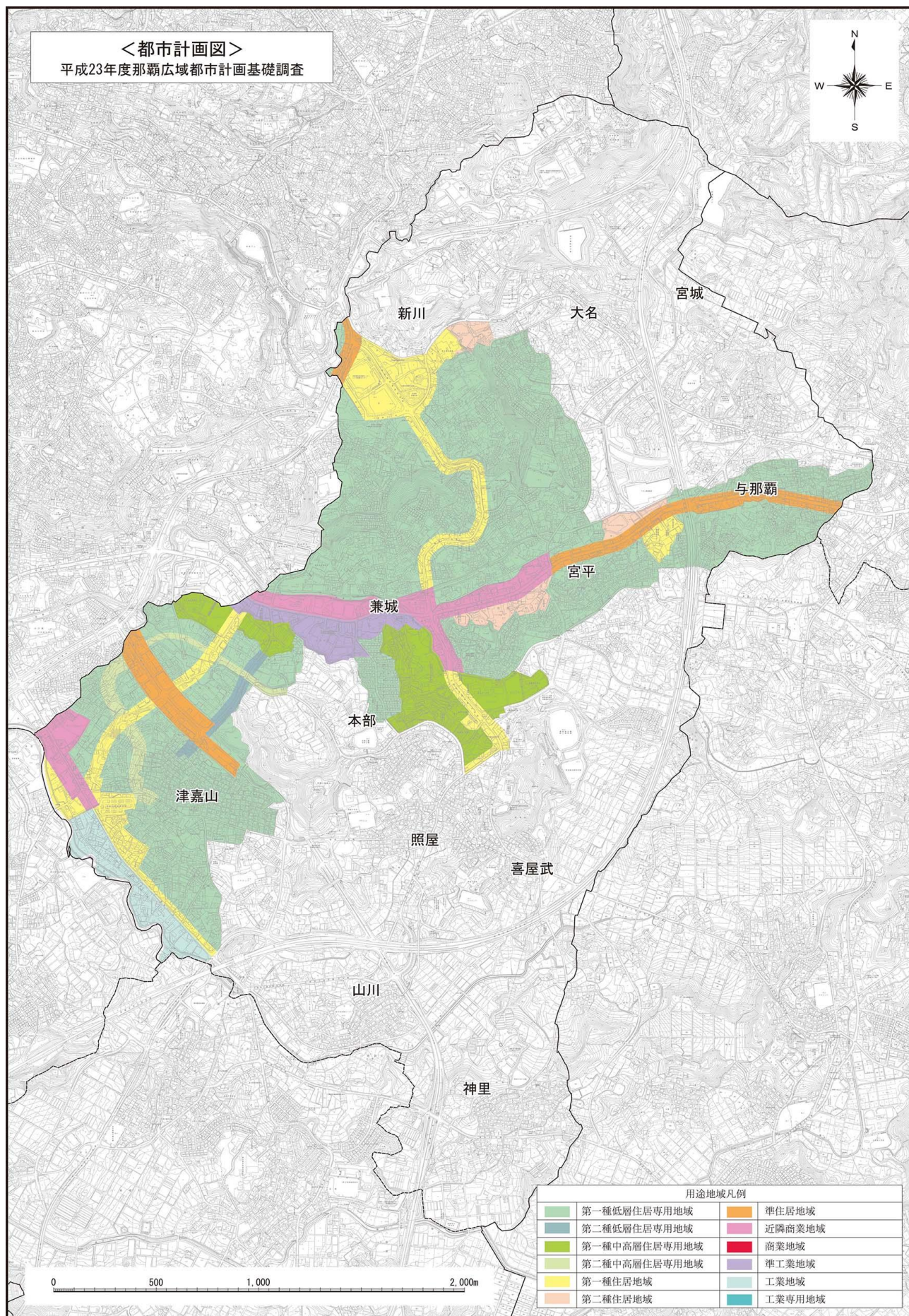
＜土地利用現況図＞
平成23年度那覇広域都市計画基礎調査



0 500 1,000 2,000m

凡 例	
農地（田）	工業用地
農地（畑）	運輸施設用地
山林	公共用地
原野・荒野・牧野	文教厚生用地
水面	公共空地
ゴルフ場	公園・緑地
その他（海浜等）	その他の空地
住宅用地	防衛用地
併用住宅用地	鉄道用地
商業用地	駐車場用地

<都市計画図>
平成23年度那覇広域都市計画基礎調査



0 500 1,000 2,000m

用途地域凡例			
	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域

(2) 人口・産業

■人口の推移

単位: 人

年次	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		不詳	人口の 伸び率(%)
			構成比		構成比		構成比		
昭和45年	10,981	3,779	34.4	6,614	60.2	588	5.4		-
昭和50年	15,212	4,737	31.1	9,677	63.6	798	5.2		38.5%
昭和55年	20,679	6,567	31.8	13,032	63.0	1,080	5.2		35.9%
昭和60年	24,937	7,637	30.6	15,840	63.5	1,458	5.8	2	20.6%
平成2年	28,616	7,867	27.5	18,658	65.2	2,089	7.3	2	14.8%
平成7年	30,249	7,281	24.1	20,294	67.1	2,674	8.8		5.7%
平成12年	32,099	6,904	21.5	21,734	67.7	3,461	10.8		6.1%
平成17年	33,537	6,672	19.9	22,394	66.8	4,461	13.3	10	4.5%
平成22年	35,244	6,908	19.6	23,054	65.4	5,224	14.8	58	5.1%
平成27年	37,502	-	-	-	-	-	-	-	6.4%

※平成27年は、市町村別の総人口のみ確定しており、年齢別等は未公表である。

資料: 国勢調査

■産業別就業者数

単位: 人

年次	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			構成比		構成比		構成比
昭和45年	4,070	1,302	32.0	1,120	27.5	1,647	40.5
昭和50年	5,074	901	17.8	1,366	26.9	2,779	54.8
昭和55年	7,798	941	12.1	2,074	26.6	4,774	61.2
昭和60年	9,806	937	9.6	2,375	24.2	6,472	66.0
平成2年	11,591	863	7.4	2,617	22.6	8,094	69.8
平成7年	12,742	782	6.1	2,788	21.9	9,165	71.9
平成12年	13,979	688	4.9	2,947	21.1	10,275	73.5
平成17年	14,575	639	4.4	2,884	19.8	10,960	75.2
平成22年	15,078	580	3.8	2,439	16.2	11,264	74.7
平成22年 沖縄県	578,638	28,713	5.0	81,142	14.0	418,321	72.3

※総数には「分類不能の産業」を含む。

資料: 国勢調査

■産業分類別事業所数、従業者数の推移

単位:事業所、人

産業大分類	平成21年度		平成23年度		平成26年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A. B. 農林水産業	3	95	1	7	1	13
C. 鉱業・採石業・砂利採取業	1	5	1	4	1	4
D. 建設業	118	1,071	108	789	112	833
E. 製造業	119	1,052	101	922	112	986
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	1	6
G. 情報通信業	12	102	9	82	8	28
H. 運輸業・郵便業	22	932	21	996	21	956
I. 卸売業・小売業	344	3,479	323	3,557	322	3,764
J. 金融業・保険業	12	102	12	115	12	110
K. 不動産業・物品賃貸業	195	448	169	410	170	443
L. 学術研究、専門・技術サービス業	52	235	46	232	47	240
M. 宿泊業、飲食サービス業	171	1,422	141	1,106	151	1,400
N. 生活関連サービス業、娯楽業	126	845	123	682	132	811
O. 教育、学習支援業	74	310	60	266	62	304
P. 医療、福祉	104	2,588	99	2,530	135	2,932
Q. 複合サービス事業	9	130	7	124	9	217
R. サービス業(他に分類されないもの)	101	541	103	830	88	782
合 計	1,463	13,357	1,324	12,652	1,384	13,829

資料:平成21年度/平成26年度「経済センサス-基礎調査」(総務省統計局)

資料:平成23年度「経済センサス-活動調査」(総務省統計局)

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」で表しています。
公務を除く

■専兼別農家戸数

単位:戸

	総数	専業農家	兼業農家		
			総数	第1種兼業	第2種兼業
平成2年	926	156	770	96	674
平成7年	677	151	526	138	388
平成12年	362	100	262	87	175
平成17年	281	93	188	72	116
平成22年	194	88	106	36	70
平成27年	164	86	78	30	48
H27 - H2 推移	-762	-70	-692	-66	-626

資料:農業センサス

■商店数及び従業者数

	商店数	従業者数	年間販売額(百万円)		
			卸売	小売	計
平成14年	370	2,710	-	-	59,789
平成19年	341	3,218	26,903	37,990	64,893
平成24年	225	2,014	24,855	32,293	57,149
平成26年	226	2,843	30,978	37,074	68,052

資料:商業統計調査

※平成24年は経済センサスによる。

■製造業における製造品出荷額

単位:万円

産業中分類	平成16年	平成21年	平成26年
食料品製造業	218,959	92,522	22,108
繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)	18,778	10,584	6,317
衣服・その他の繊維製品製造業	X	－	－
家具・装備品製造業	97,658	78,134	19,950
パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X
印刷・同関連産業	539,089	415,729	431,954
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	X	－	－
窯業・土石製品製造業	113,128	X	X
金属製品製造業	209,892	100,799	80,061
一般機械器具製造業	X	X	－
電気機械器具製造業	X	X	X
その他の製造業	22,308	15,111	12,971
合計	1,272,964	827,358	678,724

資料:沖縄県の工業

■琉球絣の工程別従事者数

年度	区 分	絣括り	染色	製織	洗濯	高機製造	計
平成19年	企業数	19	14	66	1	1	101
	従事者数	21	14	201	1	1	238
平成20年	企業数	18	14	65	1	1	99
	従事者数	20	14	174	1	1	210
平成21年	企業数	20	22	46	1	1	90
	従事者数	21	23	112	1	1	158
平成22年	企業数	19	19	45	1	1	85
	従事者数	20	21	118	1	1	161
平成23年	企業数	19	19	45	1	1	85
	従事者数	20	21	117	1	1	160
平成24年	企業数	18	19	45	1	1	84
	従事者数	18	19	112	1	1	151
平成25年	企業数	18	18	45	1	1	83
	従事者数	18	18	119	1	1	157
平成26年	企業数	16	18	45	1	1	81
	従事者数	16	18	118	1	1	154
平成27年	企業数	18	24	42	1	1	86
	従事者数	24	31	139	1	1	196

※製織には織子も含む

資料:琉球絣事業協同組合

(3) 社会福祉・健康・教育

■認可保育園定員と入所児童数の推移

単位: 人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
定員	1,050	1,050	1,140	1,140	1,230	1,270	1,280	1,388
入所児童数	1,145	1,167	1,215	1,270	1,356	1,405	1,457	1,523
弾力化率	109	111	106	111	110	111	114	110

資料: 子ども子育て支援事業計画
各年4月1日現在

■保育所入所待機児童数の推移

単位: 人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
3歳未満児	29	21	34	32	19	44	105	129
3歳以上児	10	6	6	16	4	5	22	59
総数	39	27	40	48	23	49	127	188

資料: 子ども子育て支援事業計画
各年4月1日現在

■障害者手帳所持者の推移

単位: 人、%

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	対H22年 伸び率
総数		1,576	1,671	1,859	1,971	2,095	2,133	2,243	1.42
手帳の 種類	身体障害者手帳	1,106	1,156	1,202	1,274	1,385	1,364	1,433	1.30
	療育手帳	176	195	320	339	359	378	399	2.27
	精神障害者保健福祉手帳	294	320	337	358	351	391	411	1.40
構成比	身体障害者手帳	70.2	69.2	64.7	64.6	66.1	63.9	63.9	
	療育手帳	11.2	11.7	17.2	17.2	17.1	17.7	17.8	
	精神障害者保健福祉手帳	18.7	19.2	18.1	18.2	16.8	18.3	18.3	

資料: 町保健福祉課(各年10月1日現在)

■介護認定者・認定率の推移(第1号被保険者)

単位: 人、%

	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認定者数	560	572	614	615	646	732	746	754	786
認定率	12.3%	12.2%	12.9%	12.8%	12.8%	13.8%	13.3%	12.9%	12.7%

資料: 介護保険事業状況報告(各年10月分報告)

■特定健診の結果(保健指導判定値)

単位:人(率)

年度				平成						
区分				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
対 象 者				5,543	6,151	5,723	5,770	5,758	5,585	
受 診 者				2,413 (44%)	2,758 (45%)	2,568 (45%)	2,776 (48%)	2,702 (47%)	2,798 (50%)	
血管への影響 (動脈硬化の危険因子)	内臓脂肪の蓄積	BMI		25以上	880 (36%)	1,017 (37%)	980 (38%)	1,033 (37%)	1,026 (38%)	987 (35%)
		腹囲		男:85以上 女:90以上	1,008 (42%)	1,129 (41%)	1,089 (42%)	1,140 (41%)	1,126 (42%)	1,110 (40%)
		中性脂肪		150以上	632 (26%)	681 (25%)	636 (25%)	659 (24%)	623 (23%)	644 (23%)
		HDL コレステロール		40未満	147 (6%)	173 (6%)	169 (7%)	179 (6%)	165 (6%)	153 (5%)
		GPT		31以上	400 (17%)	473 (17%)	484 (19%)	468 (17%)	438 (16%)	465 (17%)
	肉皮障害	尿酸		7.1以上	358 (15%)	368 (13%)	374 (15%)	451 (16%)	382 (14%)	398 (14%)
		血圧	収縮時	130以上	1,064 (44%)	1,201 (44%)	1,066 (42%)	1,225 (44%)	1,209 (45%)	1,172 (42%)
			拡張時	85以上	491 (20%)	547 (20%)	488 (19%)	578 (21%)	562 (21%)	595 (21%)
	インスリン抵抗性	血糖		100以上	802 (33%)	896 (32%)	817 (32%)	887 (32%)	925 (34%)	917 (33%)
		HbA1c		5.6以上※	1,468 (61%)	1,684 (61%)	1,505 (59%)	1,449 (52%)	1,468 (54%)	1,531 (55%)
その他の動脈硬化危険因子		LDL コレステロール		120以上	1,291 (54%)	1,429 (52%)	1,341 (52%)	1,515 (55%)	1,416 (52%)	1,457 (52%)
血管変化	腎臓	GFR		60未満	444 (18%)	394 (14%)	519 (20%)	632 (23%)	546 (20%)	630 (23%)

※H24年度までは、JDS値5.2以上 H25年度以降はNGSP値

※1:受診者については、「保健事業ネット」の受診者数(法定報告の特定健診受診者数とは異なる)

■幼稚園児数の推移

単位:園数、人

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
児童数	348	312	329	318	331	349	353	360	351	487

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■児童数の推移(小学校)

単位:学校数、人

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
児童数	2,659	2,706	2,690	2,714	2,686	2,682	2,731	2,751	2,832	2,860

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■生徒数の推移(中学校)

単位:学校数、人

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
児童数	1,255	1,270	1,284	1,249	1,287	1,308	1,355	1,382	1,330	1,329

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 財政

■歳入・歳出の推移

単位:百万円

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入額	9,641	9,604	10,427	12,245	13,248	12,207	12,387	13,233	14,074	16,304
歳出額	9,466	9,421	10,235	11,948	12,957	11,904	11,956	12,991	12,955	14,998

資料:企画財政課

■性質別経費の推移(歳出)

単位:百万円、%

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
消費的経費 (人件費等)	5,240	5,461	5,486	6,337	6,766	7,036	5,510	5,749	6,207	6,398
	55.4%	58.0%	53.6%	53.0%	52.2%	59.1%	46.1%	44.3%	47.9%	42.6%
投資的経費 (建設事業費等)	2,069	1,044	1,631	3,278	3,707	2,504	1,890	2,329	2,041	2,801
	21.9%	11.1%	15.9%	27.4%	28.6%	21.0%	15.8%	17.9%	15.8%	18.7%
その他経費 (公債費等)	2,157	2,916	3,119	2,334	2,483	2,364	4,556	4,914	4,707	5,799
	22.8%	31.0%	30.5%	19.5%	19.2%	19.9%	38.1%	37.8%	36.3%	38.7%
計	9,466	9,421	10,235	11,948	12,957	11,904	11,956	12,991	12,955	14,998
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※歳出額は、百万円単位に繰上げている。

資料:企画財政課

“ともにつくる^{こがねはる}黄金南風の^{さと}平和郷”

第 五 次 南 風 原 町 総 合 計 画

平成 29 年 4 月

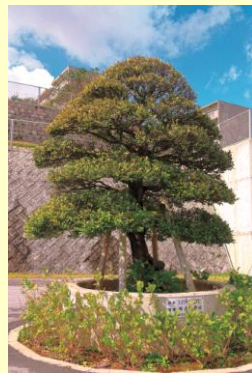
発行・編集 南 風 原 町

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686

T E L 098 (889) 0187



町花(ブーゲンビレア)



町木(コクタン)